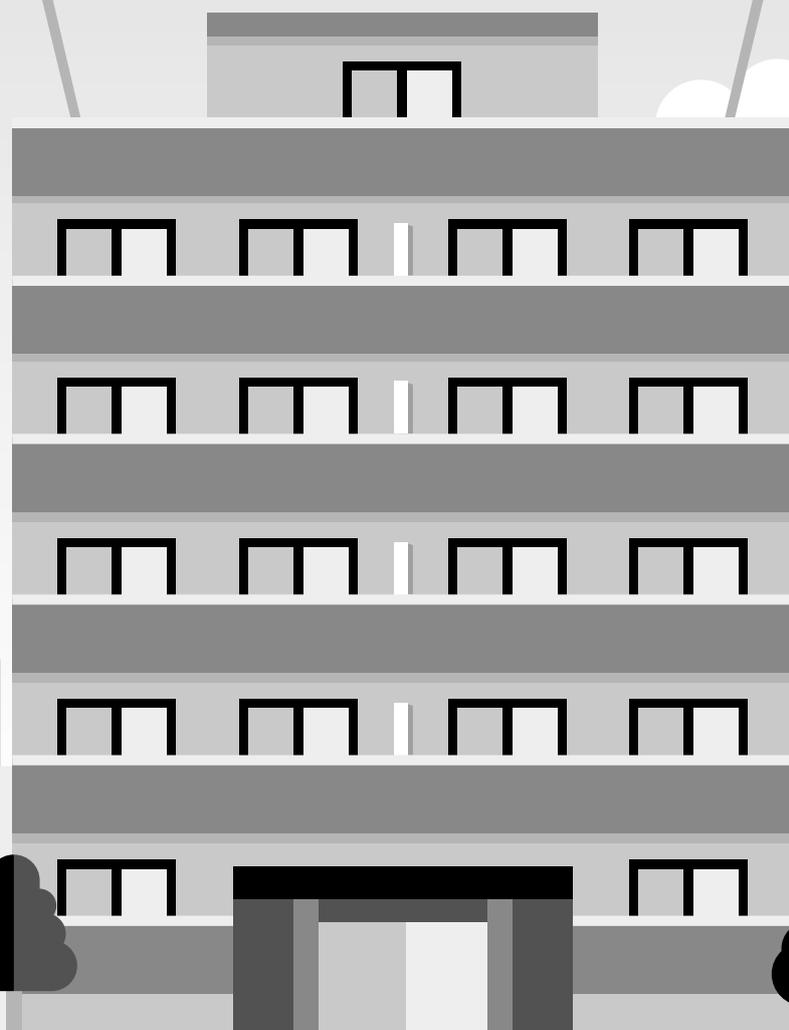


県営住宅

入居者のしおり

常時目につくところにおいて、
よくお読みください



愛知県住宅供給公社

はじめに

県営住宅は公営住宅法に基づき、愛知県が住宅に困窮している低額所得者のために建設し健康で文化的な生活を営んでいただく目的で、多額の貴重な税金を使って供給されている施設です。また、建設後の整備、維持管理や家賃を低く抑えることにも多くの税金が投入されています。

この為一般の民間賃貸住宅と異なり、申込の際、入居資格の制限や入居後の収入申告など公営住宅法や愛知県県営住宅等の設置及び管理に関する条例などにより、さまざまな制限や義務が定められています。このような決まり事を守っていただくことは、これから皆さんが楽しく気持ちよい生活を送られるうえで必要なことです。

県営住宅は、住宅に困窮している皆さんへ賃貸している県民共有の大切な財産であり、当然ながら個人の所有物ではありません。将来皆さんが退去された後は、皆さんが使用していた部屋を他の住宅困窮者の方々が使用していきます。その点をよくご理解のうえで大切に使用してください。

県営住宅内では、さまざまな方の集団生活となります。対人関係や、集会所の使用方法など共同生活のさまざまな事柄についての約束ごとなど取り決めがあります。

法令違反や共同生活の秩序を乱すことがないように、そして皆さんがお互いに協力して毎日明るく楽しい生活ができるように努力しましょう。また、住宅内のみならず地域住民との協調融和を図り、より良い環境づくりに心がけていただくようお願いいたします。

この入居者のしおりには今後、県営住宅で生活されるにあたって守っていただきたいことや手続き、注意していただく事柄などをまとめています。お手もとにおいて、折にふれお読みいただき役立ててください。

も

<

じ

○はじめに	-
○入居するとき	2
○連絡員について	3
○入居中の注意事項	4
○家賃について	6
○収入申告・高額所得世帯	8
○低所得減免及び福祉減額制度	9
○自治会（町内会）について・共益費について	10
○駐車場について	11
○入居者の費用負担義務について	12
○修繕箇所の連絡について	13
○退去するとき	14
○楽しい暮らしのために	16
○住宅使用上の注意	18
○共同施設・共同設備の利用について	20
○電気について	23
○ガスについて	24
○水道について	27
○水洗便所について	28
○水漏れについて	29
○快適な生活のために	30
○安全なくらしのために	32
○防犯について	33
○防災の対策と心得	34
○外国人入居者のみなさまへ	36
○各種申請書・届	38
○承認申請をして設置できるもの	40
○問い合わせ先	44
○住宅業務所一覧表	46
○県内市(区)役所・町村役場所在地	48

入居するとき

入居説明会

契約書・台帳等の提出、「鍵受領書」の受理



各住宅管理事務所・支所等又は、連絡員より鍵3本を受取る

鍵を紛失しないように



住宅内の確認



入居

入居指定日から1か月以内



市区町村役場・水道・電気・ガス・自治会等関係機関へ手続き（申込み）をしてください。

水道については、自治会などで行うところもあります。



「入居届」（新しい住民票）を各住宅管理事務所・支所等へ提出（入居後20日以内）

ご注意

- 一部の住宅を除き、県営住宅には網戸、湯沸器、照明器具などは用意していませんので、設置修繕は入居者負担です。
- 入居に際しては、中古の住宅であることを了解のうえご入居ください。備え付けの設備や備品等は引き続き使用しています。

1 入居指定日

住宅の使用開始が認められた日を「入居指定日」といいます。入居指定日から1か月以内に申込家族全員が入居してください。（婚約により申込みされた方は、入居指定日から1か月以内に申込者のうち1人は入居し、3か月以内には申込者全員が入居してください。）

2 敷金

入居される方には、定められた日までに入居指定日の属する月の家賃月額の3倍に相当する額の敷金を納めていただきます。

敷金については退去された後に、未納の家賃等入居者の債務額を控除して、指定口座あてにお返しします。（利子は付きません。）

3 鍵の引渡しと保管

入居説明会のときにお渡しする「鍵受領書」を連絡員に提出（事前に在宅を確認してください。）し、引き換えに鍵3本を受取ってください。（一部の住宅や新設住宅の場合は、各住宅管理事務所・支所等でお渡しする場合があります。）

この鍵は、前入居者が使用していた鍵ではなく、新しく取替えた鍵で、あなた以外に保管者はいません。

退去時に1本でも紛失又はき損された方には、鍵の補充を行っていただくこととなりますので、鍵の保管には特に注意してください。（鍵の予備はありません。）

4 住宅の点検

あなたが入居する住宅は、生活に差し支えない程度の修繕しかしていませんので、使用年数や住み方等により、室内の状況が異なります。念のため家具、荷物を運び入れる前に室内を点検し、補修を要する箇所がありましたら、すみやかに各住宅管理事務所・支所等又は連絡員に申し出てください。あとで「入居前から破損していた」と申し出られても、内容によってはあなたの負担によって修繕していただく場合もありますので十分注意してください。

なお、修繕の申し出は、入居指定日から1か月以内に申し出てください。

また、県が設置したもの以外に、前入居者が残置したもの（浴槽、釜、湯沸器、網戸、LED照明器具など）がある場合がありますが、所有権を引き継いで使用しない場合は、上記修繕と同様に入居指定日から1か月以内の申し出があれば県の費用で撤去します。以後は、所有権を引き継いだものとみなし、県の費用で撤去、修理、取替は一切行いません。

空家住宅の場合は、以前に人が居住していた住宅です。そのため、不良個所や汚損箇所があったとしても、内容によってはそのまま使用していただくこともありますのでご了承ください。

5 引越し

引越しの際、住宅周辺の道路に車両を駐車されますと、周辺の居住者の方に大変迷惑をかけることとなりますので、駐車しないようにしてください。

引越し時の車両（トラック等）は、指定の道路以外には乗り入れないでください。通路や敷石の上に車を乗り入れますと、埋設されている水道管、ガス管、排水管等が破損するおそれがあります。

なお、これらの埋設物や、附帯した施設等を壊した時は、入居者の負担で修復していただきます。

また、引越しに伴うゴミは収集されませんので、ゴミ置き場には搬出せず各自で処分してください。

6 水道・電気・ガス

水道・電気・ガスなどの使用開始手続きは各自で関係機関に連絡し行ってください。

7 転出転入の手続き（入居届の提出）

入居されましたら市区町村役場で転出転入の手続きを行ってください。手続きが済みましたら新しい住所の住民票の写しを、「入居届」に添付して入居後20日以内に各住宅管理事務所・支所等又は、連絡員へ提出してください。

8 前入居者の残置物の使用

前入居者が所有権を放棄して残した物品（浴槽、風呂釜、湯沸器、網戸、LED照明器具）を引き続き使用される場合は入居指定日から1か月以内に、残置物の使用に関する「誓約書」を各住宅管理事務所・支所等又は、連絡員に必ず提出してください（県が設置した物は除く）。提出がない場合は、県営住宅を退去する時に、必ず撤去していただくようお願いいたします。

また、それらを使用される時は、各自で前もってガス取扱店等の点検を受けてください。

なお、それらを使用されないときは入居指定日から1か月以内に各住宅管理事務所・支所等又は連絡員に必ず申し出てください。申出がない場合は、県営住宅を退去する時に、必ず撤去していただくようお願いいたします。

9 名前・住戸番号の表示

玄関、1階に設置してある郵便受けには、住戸番号や名前を正しく表示してください。表示しないと郵便物が届かない場合があります。

住戸表示は、入居決定通知書では「○棟○号」と記載されていますが、玄関扉・郵便受けには「○-○○○」又は「○-○-○」と表示しています。住戸番号の表示がない郵便受けには住戸番号を記入してください。

郵便受けは、施錠ができるようになっています。ご自身で施錠してください。

10 住宅のきまりについて

引越しをしたら連絡員や自治会役員に、次のことを確認してください。

- (1) 共益費の内容、金額、支払方法
家賃・駐車場使用料のほかに、共益費がかかります。（住宅により金額は異なります。また、一部の住宅では県が共益費の一部を附帯設備使用料として徴収しています。※10ページ参照）
- (2) 住宅内の共同清掃日等
- (3) ゴミの出し方について（収集日時と場所等）
- (4) 自治会の役員について

11 住宅の自治会

住宅には、自治会又は町内会の組織がありますので、入居されましたら、各自で入会手続きを行ってください。（10ページ参照）

連絡員について

入居者の皆さんと住宅供給公社・住宅管理事務所・支所・業務所・駐在との間の連絡をしていただくために連絡員がいます。

- 1 連絡員は、原則としてあなたが入居する住宅と同じ棟、または近くの棟に入居している方をお願いしています。
- 2 連絡員は、各種申請書・届出書を保管しています。必要なときは受け取ってください。

皆さんにも、入居期間中に、連絡員としてお仕事をさせていただくことをお願いする場合があります。

主な業務内容は次のとおりです。

連 絡 員	
1	各種申請書・届出書の交付
2	入居者から提出された各種申請書・届出書を住宅管理事務所・支所等に送付
3	住宅管理事務所・支所等から通知のあった文書の配布・掲示・回覧等
4	不正入居・無断退去の連絡
5	修繕の依頼
6	災害及び事故の連絡
7	共同施設及び消防用設備に異状を認めたとときの連絡
8	鍵の交付及び退去修繕工事業者からの鍵の受領・保管
9	空家・ポンプ室及びその他の施設の鍵の保管
10	その他

連絡員は皆さんと同じ入居者です。個人的な問題や苦情、入居者間のトラブル等は連絡員の職務ではありませんので、申し出られることはご遠慮ください。

入居中の注意事項

1 住宅の保管義務

県営住宅は、県民共有の財産です。自分の部屋はもちろん、集会所、自転車置き場などの共用施設も大切に使用してください。また、定められた規則を守り、適正に管理、使用してください。

2 家賃の納入

家賃は毎月月末が納期限です。忘れずにお支払いください。(6 ページ参照)

3 収入申告

(1) 収入申告書の提出

次年度の家賃を決定するため、毎年6月頃に収入申告書の用紙を配布します。世帯全員の収入を証明する書類などを添付し提出してください。提出期日などは、その都度お知らせします。申告されない場合は、近傍同種家賃(民間賃貸住宅並みの家賃)となります。

(2) 収入認定

収入申告の結果、「収入認定」を行い次年度の家賃額とともにお知らせします。

(3) 収入超過者または高額所得者

収入申告の結果、収入超過者と認定された人は、住宅の明渡し努力義務があります。収入超過者と認定された人は、住宅を明け渡すよう努力してください。

また、高額所得者と認定された人には、住宅の明渡しを請求します。(8 ページ参照)

4 住宅の明渡し請求について

次のような場合には、県営住宅を明け渡していただきます。なお、県の指導や明渡し要求に応じない場合、裁判所に訴訟を起こすことがあります。

- (1) 不正な行為によって県営住宅に入居したことがわかったとき。
- (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
- (3) 住宅や共同施設を、故意や重大な過失により汚損、損傷させたとき。
- (4) 住宅を他人に貸したり、無断で増改築をしたり他の目的に使用したとき。
- (5) 無断で15日以上使用しなかったとき。
- (6) 高額所得者に認定され、県から住宅の明渡しを請求されたとき。
- (7) 県営住宅建替事業の施行に伴い県営住宅を除却するとき。
- (8) 入居者又は同居者が暴力団の構成員であることが判明したとき。
- (9) 周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をしたとき。

(10) 他の人に多大な迷惑をかけ、県との信頼関係を損なったとき。

(11) その他、契約書に定める保管義務等に違反したとき。

5 世帯構成の変更

同居している世帯の構成に変更等があった場合、次のように届出や申請を行う必要がありますので忘れず行ってください。また、人数の増減に伴って、収入認定に影響する場合があります。(詳しくは、お住まいの住宅を管轄する各住宅管理事務所・支所等にお問合せください。)

なお、収入申告書に記入しただけでは手続きが完了しませんので、必ず以下の手続きを行ってください。

(1) 同居承認申請書

出生を除いて、親族を新たに同居させようとするときは、申請して承認を得る必要があります。

(2) 同居者の異動届

出生、死亡、又は転出等により、同居者に異動(変動)があったときは、すみやかに届け出てください。

(3) 承継承認申請書

契約者が死亡、離婚等により退去した場合で、同居家族が引き続き居住しようとするときは、申請して承認を得る必要があります。

(4) 不在届

住宅を15日以上不在にするとき。

(5) 緊急連絡先変更届

緊急連絡先の方が死亡したときや所在が不明になったとき、氏名又は住所が変更になったとき。

手続きにかかる各種申請書については38ページを参照ください。

6 修繕

修繕・維持管理には、入居者の負担(12ページ参照)で行っていただくものと県等の負担で行うものがあります。なお、県や住宅供給公社が実施する修繕等について、入居者の方には協力していただく義務があります。

(1) 入居者が負担する修繕

住戸専用部分の日常の使用に伴う小修繕(消耗、破損によるものも含みます。)又は、共用部分のうち、団地全体の入居者の維持管理の必要性があるものについては、入居者の皆さんで修繕してい

たきます。

(2) 県が負担する修繕

住宅や共同施設の基礎、土台・床・柱、壁、階段、屋根などの主要構造部及び給排水、電気設備の幹線などの修繕は、県の負担で行います。

ただし、入居者の故意又は過失により修繕が必要な場合は、入居者の負担となります。

7 防災・防火

廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分に自転車やバイク等の私有物が置いてあると、非常時の避難、消火、救護活動の妨げとなります。共用部分に私有物を置かないようにしてください。

8 共益費について

団地生活上必要な共同費用（共益費）は、入居者の負担です。入居者の責任で徴収し、運用してください。（10 ページ参照）

9 自治会について

秩序のある住み良い団地をつくるため、入居者の皆さんの自治組織として自治会又は町内会があるので、加入してください。（10 ページ参照）

10 集会所等の利用について

集会所（室）は、自治会会合やサークル活動など団地内のコミュニケーションづくりの場として、利用していただくための施設です。

11 緊急時の立入について

火災・安否の確認等緊急の要件で室内に立ち入ることがありますので、ご了承ください。

なお、緊急立ち入りの際に部屋の鍵やドアのチェーンを破壊した場合の復旧費用につきましては、入居者の負担とさせていただきます。

12 住宅設備の保守点検について

県営住宅では法令に定められた住宅設備の保守点検を定期的に行っています。点検の際はご理解とご協力をお願いします。

(1) エレベーター

毎月1～2回（設備の違いにより回数が異なります）の点検を行い、点検中はエレベーターの運行を停止します。

(2) 消防設備

年2回点検を行います。住宅によって、一部住戸の室内に自動火災報知設備用の感知器やベランダもしくはバルコニーに避難はしごが設置されており、点検業者が入室して点検する必要があるま

す。点検前に対象の住戸にはお知らせの文書を配布しますので、入室許可・立会のご協力をお願いします。

(3) 給水設備

受水槽の清掃（年1回）やポンプの点検のために断水になることがあります。

(4) 水質検査

給水の水質保持のため、公社が委託した水質検査業者が住戸に伺って採水をお願いすることがあります。その際はご協力をお願いします。

(5) 緊急通報設備

シルバーハウジング住宅で対象の住戸に設置されている緊急通報設備の点検を年2回行います。入室しての点検がありますので、入室許可・立会のご協力をお願いします。

その他、汚水処理場の定期点検など共用部の点検を行うため、点検業者の出入がありますので、点検の際はご理解とご協力をお願いします。

禁 止 事 項

1 迷惑行為

他の入居者に迷惑になる行為はやめてください。

他の入居者の日常生活に支障を生じさせたり、著しく迷惑を及ぼすと認められたときは、住宅を明け渡していただきます。

- (1) 犬や猫などのペットの飼育
- (2) 深夜・早朝における騒音
- (3) その他、他の入居者に迷惑になる行為

2 転貸

住宅を転貸したり、譲渡することはできません。

3 用途変更

住宅を、住宅以外の用途に使用することはできません。

4 無断同居

入居時に届出された同居人以外に、承認を受けずに親族又は他人を同居させることはできません。

5 無断増築・模様替え

住宅の増築・模様替えは申請が必要ですので、事前に各住宅管理事務所・支所等に確認をお願いします。

家賃について — 家賃の納期限は毎月末日です —

1 家賃制度について

- (1) 家賃は世帯全員の所得で算定されます。
- (2) 所得が高い世帯は家賃が高く、低い世帯は家賃が低くなります。
- (3) 新しい住宅、広い部屋ほど家賃が高くなります。

2 応能応益家賃

入居者の申告に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、入居者の収入及び立地条件、規模等住宅の便益に応じた家賃を決定します。つまり、入居者の収入（**応能**）と入居者が住宅の設備や立地などから受ける便益（**応益**）により家賃が決まります。

※「近傍同種の住宅の家賃」

…民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の家賃
(不動産鑑定評価基準の考え方に基づき算定)

〈家賃計算式〉

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{応益係数}$$

家賃算定基礎額

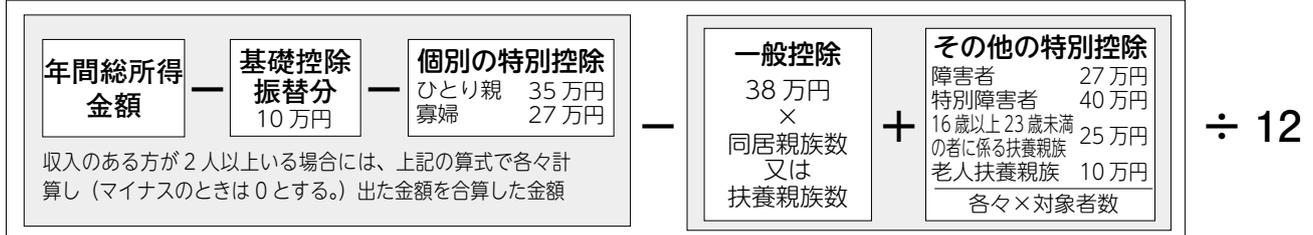
(令和6年度基準)

区分	所得月額(円)	家賃算定基礎額(円)
I	0～104,000以下	34,400
II	104,000を超え～123,000以下	39,700
III	123,000を超え～139,000以下	45,400
IV	139,000を超え～158,000以下	51,200
V	158,000を超え～186,000以下	58,500
VI	186,000を超え～214,000以下	67,500

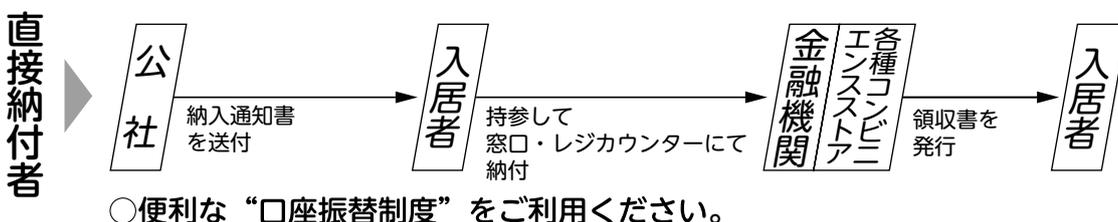
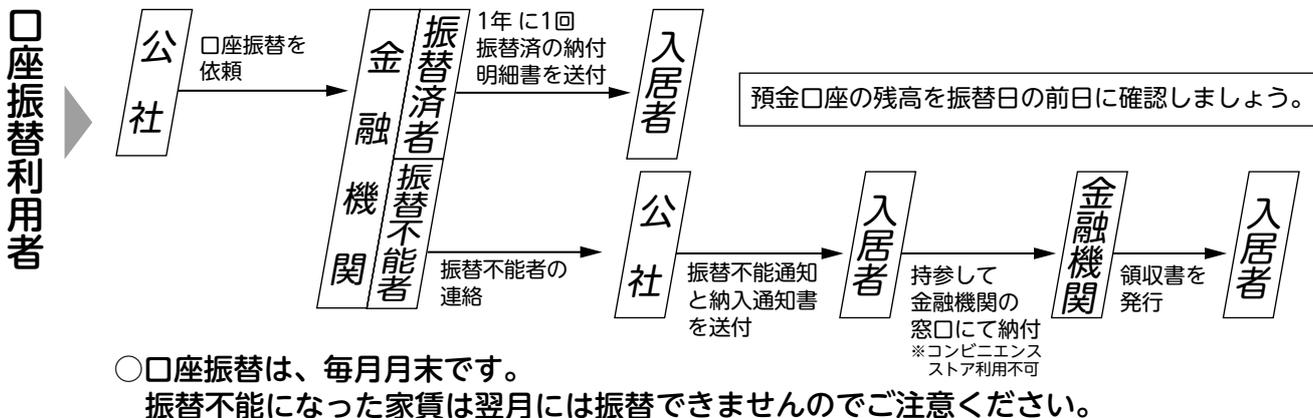
応益係数 = 立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数
(規模係数、利便性係数は各戸で異なります)

- ・立地条件 (市町村立地係数)
- ・住宅の便益
 - ア 広さ (規模係数)
 - イ 建設からの経過年数 (経過年数係数)
 - ウ 浴槽・風呂釜の有無、給湯設備の有無など (利便性係数)

所得月額の計算方法



毎月の家賃の納入通知書及び領収書は次のように送られています



3 家賃の決定

入居者の皆さんの家賃を決定するため、**毎年収入申告書を提出**していただきます。これにより収入認定を行い、家賃を決定しますので、必ず収入申告書を提出してください。

なお、収入申告書の提出がない場合や、添付書類が不足し収入が確認できない場合は、近傍同種家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）となります。

4 家賃の納入について

県営住宅は、後払い家賃制度（その月の家賃を、その月の月末に支払う）となっています。

家賃の支払いは、「口座振替」または、「納入通知書」による方法があります。

(1) 口座振替

指定銀行・ゆうちょ銀行口座より自動的に引き落とされる方法です。引き落としの前日までに必要な金額を入金しておいてください。

(2) 納入通知書

納入通知書（三つ折りの用紙）を金融機関窓口や各種コンビニエンスストアレジカウンターに持参して納付する方法です。三つ折り部分は、切り離さずに納付してください。

5 月末までに支払いがない場合

- (1) 督促状により通知します。（月末以降に支払いがあった場合でも、督促状が送られる場合があります。）
- (2) 残高不足により口座振替ができなかった場合は、振替不能通知と一緒に納入通知書を送付するので、金融機関の窓口で直接お支払いください。（再振替はできません。）
※コンビニエンスストアでは取扱いできません。
- (3) 緊急連絡先の方にもお知らせします。
- (4) 督促しても支払いのない場合は、住宅の使用許可を取消し、住宅を明け渡していただくこととなりますのでご注意ください。

6 延滞金

家賃を納期限（毎月末日）内に納付されなかった方については、納付すべき金額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合により計算した延滞金を「納入通知書」により、最寄りの金融機関へ直接納付していただきます。

7 口座振替の手続き

家賃を忘れずに納入するために、口座振替をおすすめします。次の方法により、手続きが行えます。

(1) 預金口座振替依頼書（3枚複写）の提出

入居名義人の口座がある金融機関（銀行・ゆうちょ銀行）の窓口提出してください。

預金口座振替依頼書は、各管理事務所・支所等にありま。ゆうちょ銀行以外の銀行用と、ゆうちょ銀行用の2種類の口座振替依頼書があります。

(2) 引き落とし

引き落とし日は、毎月末日（末日が祝日又は土曜日・日曜日の場合は翌営業日）です。引き落としの前日までに必要な金額を入金しておいてください。

(3) 家賃領収済証明書等の発行について

毎月の領収書は発行していません。家賃額及び納付済の証明を希望される場合は、各住宅管理事務所・支所等へお申し出ください。なお、1年に1回振替済みの納付明細書を送付します。

金融機関へ提出していただく書類

預金口座振替依頼書（申込書）

※用紙は住宅供給公社又は各住宅管理事務所・支所等にありま。

（所在地等は 44・45 ページ参照）



3枚とも銀行へ提出する。（うち1枚は、本人控え）
※ゆうちょ銀行利用の方は、ゆうちょ銀行用の用紙で手続きをしてください。



預金口座振替依頼書（申込書）を金融機関に提出後、金融機関から申込書（通知書）が公社へ 25 日までに届いた分は翌月から口座振替します。

収入申告・高額所得世帯

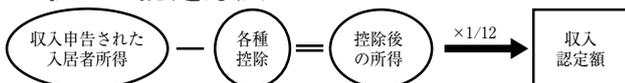
1 収入申告と家賃

入居者の皆さんには、毎年度収入申告をしていただく義務があります。

毎年「収入申告書」の用紙をお送りしますので、この収入申告書により収入を必ず申告してください。

家賃は申告に基づいて認定された収入月額に応じて決定します。

2 収入の認定方法



※入居者の所得は、その住宅に住んでいる方全員の所得の合計額です。

※各種控除には、同居者控除、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除等があります。

3 収入認定に対する意見

通知された収入認定額・家賃に不満があるときは、通知を受け取った翌日から30日以内に県に対して意見の申し立てを行ってください。

また、決定について疑問等があるときは、各住宅管理事務所・支所等へお問い合わせください。

毎年、必ず収入を申告してください!!

収入申告書の配布 毎年6月頃、愛知県住宅供給公社から収入申告書をお送りします。



収入申告書の提出 期限までに愛知県住宅供給公社に提出してください。この申告をしないと近傍同種家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）となります。



家賃の算定・通知 申告していただいた所得や世帯員数に基づいて家賃を計算し、翌年の1月頃に4月からの家賃を通知します。



家賃の額に疑問を感じたら、すみやかに各住宅管理事務所・支所等までお申し出ください。

家賃の決定

県営住宅は、所得が低い人のための住宅です。収入が一定の基準額を超えたら退去していただくかなければなりません。

4 収入超過者

収入超過者の通知が県から送付された場合、次の義務が発生します。

(1) 明け渡し努力義務

住宅に困窮する低所得者の方が県営住宅への入居を希望されています。住宅を明け渡すよう努力してください。

(2) 収入超過者家賃の納入義務

住宅の明け渡し努力をしても、やむを得ず引き続き居住する場合は、毎月の通常家賃に割り増し分を加えた家賃を納付していただきます。5年以内に近傍同種家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）になります。

収入超過者とは次の両方を満たす方です。

- ・県営住宅に3年以上住んでいる。
- ・所得月額が、15万8千円を超えている。
(高齢者や障害者等を含む世帯は、21万4千円)。

5 高額所得者

高額所得者決定通知書が県から送付された場合、その後住宅の明渡請求対象になります。

- (1) 近傍同種家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）となります。
- (2) 自主的に住宅を明け渡してください。自主的に退去されない場合は、住宅の明渡請求対象となり明渡請求をします。
- (3) 明渡期限後も住宅を明け渡さない場合には、契約解除となり、その後近傍同種家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）の2倍に相当する額を損害金として住宅を明け渡すまでお支払いいただきます。

高額所得者とは次の両方を満たす方です。

- ・県営住宅に5年以上住んでいる。
- ・2年続いて、所得月額が31万3千円を超えている。

※上記の基準は、今後変更されることがあります。

低所得減免及び福祉減額制度（普通県営住宅）

愛知県では、県営住宅の入居者で、次に掲げる低所得該当者及び福祉該当者に対して、県営住宅家賃を減額する制度を設けています。（所得月額及び減免・減額率は、変更になる場合があります。）

家賃の減免・減額を受けるためには、入居者からの申請が必要です。

※令和6年度基準額

区 分	対 象 者	減 免 ・ 減 額 率
低所得減免	生活保護世帯	家賃と住宅扶助料との差額免除
	所得月額 0～26,000円	50%
	所得月額 26,001～52,000円	30%
福祉減額	所得月額 52,001～78,000円 かつ、下記の世帯に該当する世帯 ●母子世帯 ●父子世帯 ●老人世帯 ●心身障害者世帯 ●原爆被爆者世帯	10%

※低所得減免と福祉減額を併用して受けることはできません。

福祉減額の対象世帯

母子世帯	「配偶者のない女子」であって現に20歳未満の子を扶養している世帯（同居の親族のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業についている方がいる世帯は除く）
父子世帯	「配偶者のない男子」であって現に20歳未満の子を扶養している世帯（同居の親族のうちに20歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業についている方がいる世帯は除く）
老人世帯	契約者が65歳以上の者（同居者は、その配偶者、18歳未満又は56歳以上の方に限る）
心身障害者世帯	契約者又は同居親族に中度（B・3度）以上の知的障害、中度（2級）以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障害がある戦傷病者のいる世帯
原爆被爆者世帯	契約者又は同居親族に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第2項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持した方のいる世帯

※入居後、減免・減額の対象世帯になられた場合は、申込みをされた各住宅管理事務所・支所等（44・45ページ参照）にお問い合わせください。

自治会（町内会）について

秩序ある住みよい団地をつくり、明るく楽しい近隣生活を営んでいただくために、入居者の皆さんの自治組織として自治会又は町内会に参加していただきます。

自治会又は町内会において、入居者の利便の増進と団地生活の自主的な運営を図るため、次に掲げることなどを実施していただきます。（全入居者の参加をお願いします。）

1 自治会活動について

- (1) 共益費の徴収・運用
- (2) 自衛消防隊の結成及び消防訓練の実施
- (3) 地震に対する自主防災組織の結成
- (4) 集会所運営に関すること
- (5) その他入居者相互の親睦、居住環境の維持

2 自治会活動についてのお願い

- (1) 連絡員や近所の方に自治会（町内会）の役員の方をお聞きになり、早急に入会手続きをしてください。
- (2) 入居者全員の協力で自治会活動を行ってください。

共益費について

共益費とは、県営住宅に居住する皆さんが、共同で使用する施設の保守管理費用・使用料などで入居者の皆さんが支払う費用です。

これらはすべて、皆さんが日常の中で必ず使用している部分であり、入居者の負担です。

共益費の支払いが遅れますと、自治会の運営に支障をきたすだけでなく、ライフラインが止まってしまい、入居者全員に迷惑をかけることとなりますので、期日までに必ず支払ってください。

1 共益費には、次のようなものがあります。

- (1) 屋内・屋外の共同灯（防犯灯・階段灯等）の電気料及び修繕費
- (2) エレベーターの動力用電気料、保守点検費用
- (3) 給排水施設の動力用電気料
- (4) 汚物等の処理に関する費用
 - ア 排水管の清掃費
 - イ 汚水処理場の保守管理費用等
- (5) 共同水栓の水道料及び修繕費
- (6) 別途自治会で定める事項

※ 2020（令和2）年4月から、一部の住宅では、共益費の一部（共用部の電気代・エレベーターの保守点検費用など）を「附帯設備使用料」の名称で、家賃等と合わせて県が徴収しています。

そのため共益費の全額を住宅自治会が徴収する住宅と、共益費の一部を県が直接徴収する住宅があります。お住まいの住宅のお支払い方法については、自治会又は管轄の住宅管理事務所・支所等にお問い合わせください。

また、現在は共益費の全額を自治会で徴収している住宅も、今後県徴収に切り替わることがあります。

駐車場について

1996（平成8）年度の公営住宅法改正により、県営住宅に共同施設として駐車場を整備することができるようになりました。

県では、県営住宅敷地の空いているスペースを、法律に基づく正式な有料駐車場として、順次整備しています。

（以下は駐車場整備を実施した住宅についての説明です。）

- 1 区画数は、原則として住宅戸数分(1戸1区画)整備しています。
ただし、敷地の関係で戸数分の確保ができない住宅もあります。
- 2 駐車場は、アスファルト舗装をして白線を引き、管理番号を表示します。
- 3 駐車できる車両は、長さ490cm以下、幅180cm以下のものです。
- 4 車の所有権に関わらず、入居者又はその同居者が自ら使用する場合に申込みできます。
※ 入居者などが在宅福祉サービス（ホームヘルパーの訪問など）の利用や、親族による介護を受けるなどで駐車場を使用する場合で、その駐車場を使用する車両が特定される場合も申込みできます。来客用駐車場として申し込むことはできません。
- 5 駐車場使用料は、家賃と一緒にお支払ください。
- 6 駐車場内の事故等
県は、駐車場の区画（スペース）を提供するだけです。車についての安全を保障するものではありません。自分の責任で、車の安全について確保してください。駐車場内での事件や事故、トラブル等については、一切関知しませんので、ご了承ください。特に、台風や竜巻などが近づいているとき、駐車している場所が安全な場所かどうかご自身で確認してください。
なお、駐車場内の施設（ポール、フェンスなど）を破損した場合は、破損した方のご負担で修理していただくこととなりますが、破損した時点で各住宅管理事務所・支所等又は連絡員にご報告ください。
- 7 使用は原則として、1戸1区画です。ただし、駐車場を使用しない住戸があるなどの理由から空き区画がある場合は、住宅により異なりますが、暫定的に2台目の使用を認めている場合があります。2台目の契約をしている方は、下記理由等により、無条件で明け渡していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
※ 入居当初は車区画が不要だった方が、車区画が必要となった場合には、この方の区画を2台目として使用している方に、明渡をしていただきます。

- 8 駐車場使用等に関しては手続きが必要です
 - (1) 新たに駐車場を使用するとき
 - (2) 駐車場使用者に変更があったとき
 - (3) 使用車両に変更があったとき
 - (4) 駐車場を使用しなくなったとき
 ※ 各申請・届につきましては、お住まいの県営住宅を管理する各住宅管理事務所・支所等に提出してください。
なお、新たに使用を開始したい場合は、前月の20日までに、また解約をされる場合は明け渡す日の10日前までに手続きを行ってください。（駐車場使用料については、住宅の退去時における明け渡し以外、日割りにすることができません）。
- 9 自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明取得時用）は、各住宅管理事務所・支所等で発行します。
- 10 駐車場整備を行っていない一部の住宅は、住宅内駐車スペース等を自治会などが直接管理しています。この場合は、自治会へ問い合わせてください。

次のような方には、使用許可できません。

- ① 不正行為により入居している者。
- ② 家賃・駐車場使用料・附帯設備使用料に未納がある者。
- ③ 駐車場使用開始後、駐車場使用料を3か月以上滞納した場合は、使用許可を取り消しますので、使用できなくなります。
- ④ 駐車する車両が長さ490cm以下、幅180cm以下のものでない場合。

禁止事項

- 1 契約区画以外に駐車する
- 2 住宅内通路や周囲の道路に駐車する
- 3 消防活動用スペースに駐車する
- 4 自分の借りている区画を他人に貸す
- 5 長時間のアイドリングや騒音等の迷惑行為
- 6 引火性もしくは発火性の物品又はほかの自動車の保管に支障となる物品を持ち込むこと



入居者の費用負担義務について

皆さんが同じ住宅へ同じ日に入居になっても、月日がたちますと日常の心掛け次第で住宅の程度が大分違ってきます。県民の皆さん共有の大切な財産ですから十分注意し愛情をもって使用してください。なお次の表に掲げる費用は、入居者が負担しなければなりません。

区 分	入居者が負担する費用
修繕等に要する費用	1 障子及びふすまの張替えに要する費用 2 ガラスのはめ替えに要する費用 3 畳の表替えに要する費用 4 建具の修繕及び建具に附属する鍵等金物類の修繕及び取替えに要する費用 5 むれ縁、床板等の部分的な修繕に要する費用 6 床、壁、天井及び配管の塗替えに要する費用 7 流し台、調理台、コンロ台、戸棚、郵便箱等の部分的な修繕並びに附属金物類の部分的な修繕及び取替えに要する費用 8 電球、反射傘、グローブ、スイッチ、コンセント、ソケット、ローゼット、コードペンダント、テレビ共聴システム室内ユニット、ヒューズ等の修繕及び取替え並びに換気扇及び換気孔の修繕に要する費用 9 ガス栓の修繕及び取替えに要する費用 10 給水栓の修繕及び取替えに要する費用 11 便器、手洗器、洗面器及び浴室に附属する金物類等の修繕及び取替えに要する費用 12 県の設置した風呂釜及び浴槽の修繕に要する費用 13 その他前各号に類する修繕等に要する費用
電気等の使用料	1 電気の使用料 2 ガスの使用料 3 上下水道の使用料 4 その他前3号に類するものの使用料
汚物等の処理に関する費用	1 排水管、污水管、ためます、沈砂槽及び排水溝の消毒及び清掃に要する費用 2 し尿、じんかい及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用 3 その他前2号に類するものの処理に関する費用
共用附帯設備の使用に要する費用	1 污水处理施設に係る電気料、清掃費、消毒費及び消耗品費。 2 排水用中継ポンプに係る電気料 3 エレベーターに係る電気料、保守点検費及び消耗品費 4 揚水ポンプに係る電気料 5 廊下灯、階段灯及び街路灯その他これに類するものに係る電気料
共同施設の使用に要する費用	1 児童遊園及び集会所の清掃に要する費用 2 樹木、草花及び生け垣の手入れに要する費用 3 その他共用施設の使用に要する費用
その他前各項に類する費用	別に県が定める費用

令和6年4月1日現在

各施設の破損、消耗に伴う修繕は、各入居者が業者へ直接連絡して実施してください。破損、消耗の原因が入居者によって生じた場合の修繕費用は入居者負担となります。

修繕箇所の連絡について

1 事故の防止

団地内で、事故につながるおそれがある箇所又は危険と思われる箇所がありましたら各住宅管理事務所・支所等又は、連絡員に連絡してください。

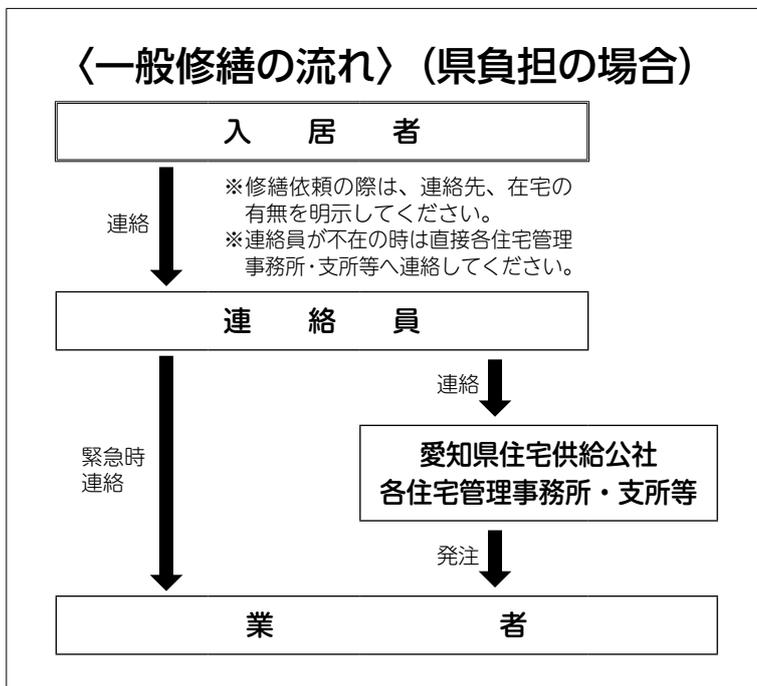
- (1) 幼児・子供の集まる遊園地の遊具など
- (2) 防火水槽のフェンスの鍵等の破損など
- (3) マンホール等の蓋の破損など
- (4) その他団地内道路の破損及び高低差のある法面損傷など

2 遊び場について

多くの住宅には、遊具等が設けられています。清掃・除草などの維持管理は皆さんの自主管理でお願いしています。

なお、遊具等の破損が発見された場合は、各住宅管理事務所・支所等に連絡してください。

〈一般修繕の流れ〉(県負担の場合)



退去するとき — 県営住宅を無断で退去することはできません —

詳しくは、退去手続きのご案内に沿って手続きを行ってください。

退去の連絡

住宅を明け渡す日の1か月前までに



退去立会検査の依頼

なるべく早く



退去届等の書類提出

住宅を明け渡す日の10日前までに



各種届出・解約の手続き

なるべく早く



退去立会検査・鍵等の返還

住宅を明け渡す日



退去修繕

退去立会検査後



敷金の還付

退去時からおおむね2か月後

1 退去の連絡

住宅を明け渡す日の1か月前までに、管轄の住宅管理事務所・支所等に連絡してください。

「退去手続きのご案内」を受け取ってください。連絡員又は各住宅管理事務所・支所等にありますが、下記の必要書類が綴じこんであります。

- (1) 県営住宅退去届（複写式）
- (2) 過誤納家賃等還付請求書
- (3) 所有権放棄書
- (4) 預金口座振替解約届

※預金口座振替解約届は必ず金融機関へ提出してください。

2 退去立会検査の依頼

「退去手続きのご案内」に記載している「退去修繕工事業者一覧表」の業者に連絡をして退去立会検査日（住宅を明け渡す日）を決めてください。（畳・ふすまの無い部屋にお住まいの方は各住宅管理事務所・支所等へお問い合わせください。）

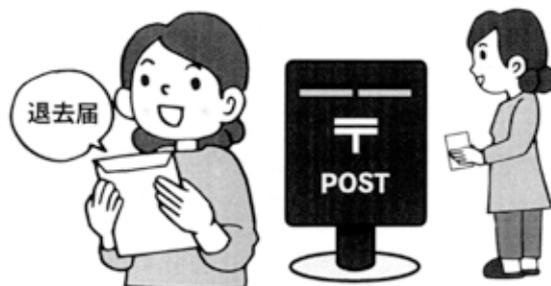
原則土・日・祝日・年末年始を除く9:30～16:30までです。



3 退去届等の書類提出

退去立会検査日（住宅を明け渡す日）より10日前までに、下記の書類を同封の封筒で郵送又は、各住宅管理事務所・支所等へご持参ください。

- (1) 県営住宅退去届（①公社提出用）
- (2) 過誤納家賃等還付請求書
- (3) 還付先口座番号及び名義が確認できる通帳の写し等



4 各種届出・解約の手続き

関係機関への各種届出や、解約の手続きは、なるべく早くご自身で行ってください。

- (1) 家賃等の口座振替の解約
- (2) 自治会への届出
- (3) 電気・ガス・水道の解約
- (4) 住民票の異動届
- (5) 郵便局への届出
- (6) インターネットの解約
- (7) その他

5 退去立会検査・鍵等の返還

当日は、「退去される方」・「退去修繕工事業者（畳・ふすまの修理等）」・「団地指定業者（建築）」の3者が立会い、検査を行います。家財道具は全て搬出し、清掃を必ず行ってください。

※インターネット回線・機器等の取外し工事は事前に済ませておいてください。

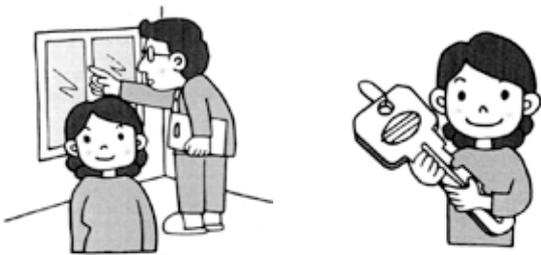
原則土・日・祝日・年末年始を除く9:30～16:30までです。下記のものをご用意ください。

- (1) 県営住宅退去届（②業者提出用）
- (2) 所有権放棄書
- (3) 玄関の鍵3本、（不足している場合は入居者負担でスペアキーを作成してください。）複製等で3本以上お持ちの方は全てお返しく下さい。その他サッシ窓のクレセントキーなど。
※鍵は団地指定業者（建築）へ返却してください。
- (4) 退去修繕費用（敷金を退去修繕費用に充てることはできません。）

「障子及びふすまの張替え」、「畳の表替え」などで、おおそ20～25万円程度の現金が必要です。（特別県営住宅は除く。）

修繕費用は個々の部屋の畳・ふすま等の数などによって異なります。

その他、「破損ガラスのはめ替え」など、入居者の故意・過失・不適切な使用により、き損・汚損があった場合は、別途修繕費を請求させていただきますのでご承知ください。



国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」については、《賃料が市場家賃程度の民間賃貸住宅》を想定していますので、公的で低廉な賃料であるところの県営住宅には適用されません。

6 退去修繕

退去立会検査後に、退居修繕工事業者が所定の修繕を行います。退去修繕費をお支払いいただいた後に施工します。



7 敷金の還付

- (1) 退去時からおおむね2か月後にお返しします。
- (2) 未納家賃などがある場合は、それらを差し引いてお返しします。未納家賃額等が敷金額を超える場合はお返ししません。（契約者死亡の場合は、おおむね6か月後になります。）



8 退去時のお願い

(1) 私物品の撤去

入居者自ら設置した私物品については必ず撤去・片づけによる原形復旧をしてください。特に、住戸内部以外のバルコニー、物置、自転車置場なども必ず確認してください。（県で設置している浴槽・風呂釜等は処分しないように注意してください。）

(2) 清掃の実施

後から入居する人のために、責任を持って掃除をしてください。

(3) 粗大ごみ等

粗大ごみ等は各自治体で決められた方法で処理していただき、家財道具等は絶対に残さないでください。

(4) 集合郵便受け

集合郵便受けに南京錠などの鍵を取り付けている場合は、忘れずに取り外してください。

また、投入口にテープ等を貼り投函されないようにしてください。（玄関扉の郵便受けも同様）郵便局への届出も忘れずお願いします。

楽しい暮らしのために

共同生活の基本



思いやりと協力

1 団地の生活は共同生活です。

県営住宅にはお年寄りから乳幼児まで、また、いろいろな国の人などさまざまな人が、いろいろな考え方を持っていて生活しています。

このように、年齢も育ち方も考え方も異なる人々が、同じ団地内で快適な生活を送るためには、『他人への思いやり』や『お互いの協力』が必要となります。

日頃、気づかぬうちに近隣に迷惑をかけている場合もあります。なにげなく過ごしている生活の一つひとつに気を配り、お互いに快適な生活環境を築きましょう。

2 共同生活のルールを守りましょう

県営住宅のような共同住宅では、生活に一定のルールが必要です。一人ひとりがルールを守って、他人に迷惑をかけずに自分達の生活を良くしようという、前向きな姿勢を持っていただきたいものです。

自分の暮らしを守ること……

それは他人の暮らしを守ることでもあります。

団地周辺の住民の方々とのふれあいも大切にして、県営住宅を明るく楽しい生活の場所にしてください。



3 ペット類（犬・猫・鳥等）を飼うことをやめましょう

犬、猫、鳥等のペットを飼育することは禁止されています。

飼っている方には、かわいい動物であっても、他の入居者の迷惑となりますので、絶対に飼わない（預かることもしない）ようにしてください。

県営住宅のような集合住宅で、犬・猫・鳥等の飼育をされた場合には、

- (1) 鳴声がやかましい（特に夜間・早朝等）
- (2) 悪臭がする（動物の臭い、排泄物等）
- (3) 抜毛が飛び散り、他の入居者の部屋やベランダを汚す。
- (4) 子供がかまれてケガをする。

など居住環境を悪化させ、近隣の迷惑となり入居者間のトラブルの原因にもなります。

現在ペット類を飼育されている方は、動物への愛情は断ちがたいものがあるかとは思いますが、動物アレルギー*の方もいらっしゃいます。飼育は他の入居者の方達に大変な迷惑をかけるという事実を十分認識され、お互いの生活を尊重し、共同生活のルールを守っていただくためにも、早急にお知り合いの方に譲るなり、最寄りの保健所へ相談するなどして住宅内でペット類を飼育しないようにしてください。

楽しい共同生活をするためにも、お互いが注意しあいペット類の飼育をしない、させないようにしましょう。

動物アレルギーとは

動物アレルギーは、主に犬や猫などの動物がアレルギー（抗原）となるアレルギー反応です。犬や猫そのものが原因となる場合と、犬や猫の毛やふけなど微粒子分子の浮遊が原因となる場合があります。ひどい状態になると呼吸困難に陥り発症した部屋にずっといることはできません。

鳩公害について

最近、中層以上の県営住宅の空家に鳩が住みつき、ベランダや干してあるフンを汚す、悪臭がするなどの苦情が寄せられています。

このため、県では空家に鳩が侵入しないように網を張るなどの対策を行っていますが、寄せつけない最も有効な方策は、エサを与えないことです。

入居者の皆さんも鳩が住みつかないように、エサを与えないでください。

4 騒音

生活をしていく上で、やむをえない音や、自分には快い音でも、他人には不快な「騒音」としてとらえられてしまう場合があります。例えば、テレビやラジオ、ピアノの音など、本人は楽しく快い音でも、他人には我慢のならない音の暴力になります。その他、クーラーの音、ドアの開閉音、自動車の空吹かしの音等いわゆる『生活騒音』といわれるものがあります。

工場などから発生する騒音は、法律や条例によって規制されていますが、こうした家庭生活から生ずる『生活騒音』については、一人ひとりの心がけによって防止していくことが必要です。

他人の生活を思いやり、身のまわりから生ずる音に気を配って、静かで快適な環境づくりに心がけてください。

騒音は共同住宅のなかでもトラブルに発展する可能性のある大きな問題です。テレビやラジオなどの大きすぎる音量、大きな歌声やケンカの時の大きな怒鳴り声などはつつしんでください。他人の生活音には神経質になりすぎず、また自らも常識的な判断をもって生活しましょう。

(1) テレビやラジオの音

テレビやラジオはボリュームを絞ってください。

テレビやラジオ、スピーカーを設置するときは壁面から少し離したり、防音マットを使用すると振動や音漏れが小さくなります。

また深夜早朝にテレビを視聴する場合は窓を閉める、ヘッドホンを使用するなど近隣への配慮が必要です。

音の感じ方は個人差がありますので、自分では気にならない音が他人には大変不快に感じられることもあります。

(2) 足音

フローリングの場合は足音にも注意が必要です。子供が部屋の中で跳ね回るなどする場合はカーペットを敷くと響きに小さくなります。スリッパの使用も階下には響きますのでなるべく底のやわらかいものを使用するなどしてください。

(3) 建具の音

建具（ドア、引戸、ふすま等）を強く開閉する音は階下だけでなく、隣の部屋や上階に影響します。家具や椅子の移動、扉やふすまの開閉音も意外と響きます。フローリングの場合は脚にゴムキャップやフェルトシートを取り付けると音を和らげることができます。扉やふすまは静かに開閉する習慣を身に付けましょう。

(4) 深夜の入浴や洗濯

深夜や早朝の入浴やシャワー、洗濯機、掃除機の使用は極力控えるようにしましょう。やむを得ない場合は近隣の方に配慮して使用してください。

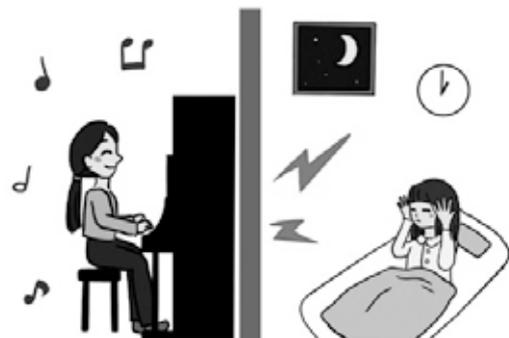
(5) その他

- ・早朝や深夜に、長時間アイドリングをする。
- ・深夜までカラオケなどで騒いでいる。

騒音や漏水などのトラブルは当事者間で解決してください。

※騒音等で迷惑を受けたら、早めに相手に伝え理解を求めてください。

※苦情を受けたら、感情的にならず謙虚に相手の話を聞いてください。



住宅使用上の注意

1 玄関

- (1) 玄関ドアには自動的に閉じるようにドアクローザーという器具をとりつけたものがありますので、子供が指をはさまないように注意してください。
- (2) 中高層住宅では、特に風の強いとき、ドアが風圧で急に締まることがありますので注意してください。
- (3) ドアの鍵は予備がありませんので紛失しないようにしてください。
- (4) 玄関の土間は防水していないので、打ち水はしないようにしてください。
- (5) ドアを開けっ放しにするためにクサビなどの詰め物をする、蝶番（ちょうつがい）が変形しドアが閉まらなくなる原因となりますのでやめてください。

2 流し台・台所

- (1) よごれを放置しておく、落ちにくくなりますので、こまめに清掃してください。
- (2) ステンレス製の流しはクレンザーなどでみがきますと、細かな傷がつくことがあります。よごれは中性洗剤で洗い落とすようにしてください。
- (3) ステンレス製でも、よごれを放置しておくときびることがあります。特にガスレンジの下は清潔にするようにしてください。
- (4) 使用後の食用油、不要になった灯油を流さないでください。油が固形化して排水管がつまったり、灯油が気化して危険です。
- (5) 排水目皿をはずしたままで使用しないでください。目皿に溜まったゴミはすぐ取り除きましょう。
- (6) 自治会などで話し合い、1年に1度程度は住宅全体で排水管の清掃を行っていただくようお願いいたします。
- (7) 台所は、熱気や煙がこもりやすくなります。換気扇の使用や、窓の開閉を行い、換気に心がけましょう。

3 階段、廊下

階段、廊下は毎日通行する場所です。また、災害等の非常時には、避難通路にもなります。

日頃から清掃を心掛けて、次のことを注意して使用してください。

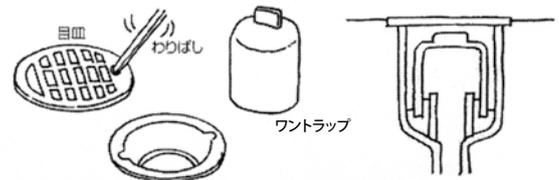
- (1) 階段や廊下は、完全な防水施工がされていないので清掃する場合に水を流すと階下へ漏水することがあります。わずかな打ち水程度にしてください。
- (2) 階段室や廊下には、通行や避難に支障となる自転車及び私物等は置かないでください。

4 浴室

- (1) 県営住宅には、浴槽・風呂釜は付いていません（一部の住宅を除く）。風呂釜は、各住宅によって使用できる型式が異なります。その住宅に合った釜を使用してください。
- (2) 防水している所は浴室だけですので、浴室以外の箇所には水をこぼさないよう特に注意してください。
- (3) 自己の責任による階下への水漏れは、当事者間の話し合いで解決してください。また、水漏れをおこした人の負担で住宅の修繕をしていただきますので、団地保険に加入することをおすすめします。
- (4) 浴室の床排水口には「ワントラップ」が取り付けられています。排水目皿がつまると水があふれ、階下へ漏水することになります。目皿についた毛髪などを取り除く、ときどき目皿を取り外し、「ワントラップ」を上げて清掃する、など定期的に掃除をしてください。
- (5) スノコのある浴室は目皿がつまっていることに気づけずらく、水が溢れやすいので、週に1度はお手入れをしてください。
- (6) 目皿や「ワントラップ」を取り外して使用したり、そのまま放置しないでください。異物や毛髪が溜まり、つまりの原因になると階下への漏水の原因になります。
- (7) 浴室は湿気の発生場所ですので、換気が不十分ですと、壁や天井についた水滴からカビが発生したり浴室戸が腐食します。換気には十分注意してください。
- (8) 入浴後は窓を開放して換気してください。

お風呂の水が流れにくい。

配水管のつまりが原因です。排水トラップ（排水口）の掃除をこまめに行なってください。



5 畳の手入れ

- (1) 畳の手入れは乾いた布でふいてください。
- (2) 畳は湿気をきらうのでなるべく風を通し除湿をしてください。
- (3) 畳の上にカーペット等敷物を敷いているご家庭では、時々カーペットや敷物を取って風や日光に当ててください。

6 テレビアンテナ・エアコン・電話・ガス湯沸器等の設置

- (1) テレビのアンテナ側端子は、室内にあるテレビ用アンテナ端子から接続してください。
- (2) 住宅内にエアコン等を設置する場合は、クーラースリーブ（エアコンの専用穴）を使用してください。
- (3) クーラースリーブのない住宅については、壁に穴をあけるような設置は禁止していますのでエアコン等を設置するときは機種を選定に注意してください。
- (4) エアコン設置の際に専用配線を設置する場合は、県の承認が必要になりますので工事承認申請を行ってください。（39 ページ参照）
- (5) 電話を架設する場合、電話架設用引き込み穴がある住宅は必ずこの穴を利用してください。
- (6) ガス湯沸器を設置する場合は、供給されるガスの種類（熱量）にあった器具を使用してください。

7 工事承認の申請について

住戸内の改修工事は、県の承認を必要とする場合があります。詳しくは、お住まいの住宅を管轄する各住宅管理事務所・支所等へ相談してください。（44・45 ページ参照）

8 インターネット回線について

県では整備していません。各住宅、自治会で直接通信事業者を選定し集合住宅用のものを導入しています。それ以外、個人でインターネット配線を引き込むことは不可となっています。住宅によって導入している通信事業者が異なりますので、お住まいになる住宅の自治会、もしくは各住宅管理事務所・支所等にご確認ください。

共同施設・共同設備の利用について (1)

1 団地内の美化、清掃

定期的に清掃して、環境の美化に心掛け、明るい清潔な団地にしましょう。

2 団地内の道路

団地内道路への駐車など駐車場以外の駐車は、事故の原因や、緊急車両・ゴミ収集車の通行に支障となりますので絶対にやめてください。

3 児童公園

団地内には児童公園が設置され、遊戯施設があります。

小さな子供を遊ばせる場合は、必ず親か、大人が付添い、事故防止に努めてください。

遊具等に故障を発見した場合は、すみやかに管轄の住宅管理事務所・支所等まで連絡してください。

4 集会所及び集会室

皆さんの集いの場として一部の住宅を除き、集会所又は集会室を設置しています。住みよい団地づくりのためにいろいろな会合に活用してください。

集会所は入居者の皆さんの自主的な運営に委ねられており、福利厚生、文化教養などの諸行事に使用するための公共的な施設です。

きまりをよく守り、使用後は火の始末、掃除などを行い次の方の使用に支障のないように努めてください。

なお以下の目的には利用できません。

- (1) 個人的活動
- (2) 選挙活動
- (3) 特定の宗教活動
- (4) 営利を目的とした営業活動や商行動

5 自転車置場

自転車、バイク、三輪車などを、順序よく整理して置きましょう。

所有者不明の放置自転車等は、大変迷惑です。退去する場合や処分する場合は、責任をもって、入居者が処分し、自転車置場へは絶対に放置しないでください。

6 エレベーター

エレベーターは次のことを守って、正しく使用しましょう。

(1) 自動ドアには触らない

けがをするおそれがあります。ドアに触れないようにしてください。

(2) 無理な脱出はしない

エレベーターが階の途中で止まっても、外へ出ないで呼び出しボタンで連絡してください。

(3) 定員を守る

かご内に表示されている定員を超えないようにしてください。

(4) 呼び出しボタンについて

緊急時以外は触れないようにしてください。

(5) 飛び跳ねない

エレベーターが停止することがあります。かご内で飛び跳ねないでください。

(6) ゴミを落とさない

みぞに、ゴミ・小石・ガムなどがつまると、ドアが閉まらなくなるなど、故障の原因になります。

7 フェンス

敷地の境界、法面の上部、遊園地のまわりにフェンスが設置されている場合があります。これは、のりの保護及び危険防止等のためです。フェンスによじ登ったりすることは非常に危険です。

8 ポンプ室

団地のポンプ室の入口には、ポンプ等の異常を知らせる警報器が取り付けられています。もし、警報器が鳴っておりましたら、各住宅管理事務所・支所等・連絡員、または、ポンプ室付近に表示されている電話連絡先へ至急ご連絡ください。

9 屋上

中高層住宅の屋上は、一部の住宅を除き利用できません。これは、転落事故や防水層を傷つけ雨もりの原因になることを防ぐためです。

(無線のアンテナは雨もり及びテレビ受信障害の原因にもなりますので、屋上などに取り付けないでください。)

10 ベランダ

(1) 床防水

ベランダの床は、防水モルタル仕上げですが、完全防水施工ではありません。床に水をまいたり、洗濯水などを流しますと、階下へ漏水することがあります。次のことに注意してください。

ア 清掃は打ち水程度にしてください。

イ ベランダの排水管は、雨水を流すためのものです。定期的に清掃をしてください。まわりにゴミがたまると、つまりの原因になります。

ウ 洗濯機が置けるようになっている団地は、洗濯機のホースを排水ドレインに排水してください。

エ ベランダ側にエアコンを設置した場合の水抜きパイプを、排水ドレインまで延ばして排水してください。

オ 排水口・溝以外には、水を流さないでください。

(2) 安全のために

ベランダを安全に利用するために、以下のことに注意して使用してください。

ア 県営住宅の手すりは、コンクリート製、鉄製、アルミ製などがあります。亀裂やはがれがある場合、部材の腐食による根元のぐらつき、部材の損傷などを発見した場合はすぐに各住宅管理事務所・支所等へご連絡ください。

イ 手すりの上に、植木鉢などを置くことは危険ですので絶対にやめてください。強風や地震で落下して事故になるおそれがあります。

ウ 木箱など、幼児のふみ台になるような物を置くと危険ですので、絶対にやめてください。

いたずらによる施設・設備の汚損・破損は、原則、被害者で対応していただくことになりますのであらかじめご了承ください。



11 隔壁板 (隣家避難用)

隔壁板は、ベランダの隣戸との境に設置されています。火災などの緊急時に、玄関などが使用できない場合、打ち破ってお隣りに避難できるように作られています。避難の妨げにならないよう、付近に物を置かないでください。



12 避難はしご

避難はしご(避難ハッチ)は、火災、その他の災害など非常時の避難設備として重要なものです。

3階建以上の住宅のうち、一部住宅のベランダに設置されています。

通常、建物両端のベランダの床に埋込んであるステンレスや鉄製の中に、折りたたみ式の金属製はしごが入っている、約70センチ四方位のうすい箱状の避難器具です。玄関や隣家からの避難ができない場合に、下の階に避難できるようになっています。

避難はしごは、建物の建設年度により製作メーカーや型式、使用方法が異なります。

次のことに注意してください。

- (1) 避難器具の上や下に物を置かないでください。
- (2) 危険ですので、非常時以外は絶対に開けないでください。



共同施設・共同設備の利用について (2)

13 浄化槽、合併処理槽

浄化槽、合併処理槽は、台所、浴室、便所などから出る雑排水、汚物の処理を行い、法令で定められた水質の基準に適合させて、水路や河川に放流するための施設です。

これらは定期的に、清掃や薬品の投入を行わなければなりません。

法令に基づいて、浄化槽の清掃（業者に委託）は、入居者皆さんの負担で実施してください。

14 汚水・排水管

洗面所、台所、浴室、便所などの汚水・排水管は、建物内部と外部にあります。県営住宅のような集合住宅では、構造上ほとんどが上下階の全ての住宅で共同使用しています。

このため1人の不注意で管をつまらせると、その階又はその棟全体に迷惑をかけることになります。

あなたが原因者であればもちろん、どなたが原因者か不明のときは、その階又はその棟全ての方で、つまりの清掃費を負担していただくことになります。

次のことに十分注意して利用してください。

- (1) 固形物等は、つまりの最大の原因になりますので絶対に流さないでください。(便所、台所、浴室等)
- (2) 水洗便所には、綿、生理用品、紙おむつなどを絶対に流さないでください。
- (3) 台所の流しに野菜くずなどを捨てないでください。
- (4) 油は絶対に流さないでください。
- (5) 皆さんが協力して、定期的に排水管（たて管、外部排水管、排水桝）などを清掃しましょう。

15 屋外排水施設

側溝やためます内のゴミ・土砂が、埋設された管へ流れ込むと、つまりの原因となりますので特に注意してください。側溝・ためますなどは皆さんで定期的に清掃してください。

便所等からの汚水を直接公共下水道に流す事ができない地域では、団地内に浄化槽を設けています。

浄化槽の維持管理は、皆さんにやっていただくことになっています。

なお、ポンプ室・浄化槽・電気室などフェンス内は危険ですから、子供たちが近寄らないよう十分注意してください。

16 受水槽、高置水槽

受水槽は、市や町の水道から供給された水をためる水槽で、一定量を常時保って、高置水槽に水を揚げたり、圧送で直接各戸へ給水するための水槽です。

機械設備により、常に良好な水の供給がされています。

高置水槽は屋上に設置されており受水槽から水を各戸へ給水する水槽です。

年1回の定期清掃をしています。また、定期的な水質の検査を行っていますのでその際はご協力ください。

受水槽や高置水槽も故障して漏水したり、濁水する場合があります。

その他水の異常等が発見された場合は、すぐに担当保守点検業者又は各住宅管理事務所・支所等まで連絡してください。

17 ごみ置場

台所のごみや家庭の廃物は、決められた場所・日時に決められた袋等に入れてきちんと出すこととなっています。これを守らないと団地内の清潔な環境を損なうばかりでなく、トラブルの原因にもなります。

なお、ごみの処理方法は地域によってそれぞれ取扱いが異なりますので、入居の際、十分確認してください。

家電製品や粗大ゴミの放置は絶対にやめてください。

ごみ置場の火気は禁物です。たばこの吸いがらなどを捨てると、火事になるおそれがありますので、絶対にやめてください。

※テレビ、冷蔵庫等有償処分の家電リサイクル法対象製品は各自処分してください。

18 住宅内での屋外広告禁止

住宅内の建物の外壁、ベランダ、屋上、電柱、樹木、外柵、擁護壁、その他の工作物などにポスター、旗、垂れ幕などを貼付したり掲示することは禁止されています。

19 菜園耕作

団地内の敷地を個人が勝手に使用し、菜園を耕作することはできません。

20 不正工事人・物売りに注意

愛知県や公社公認などと言って、修理やセールス（消火器、換気扇、網戸、便器のふたなど）の訪問をする者がいます。公社では物品の販売や販売の依頼は一切行っていませんので、十分ご注意ください。

公社の職員や工事等の関係者には、職員又は工事関係者であることがわかる表示を付けさせています。

電気について

電気の使用開始は、入居者の方が各自で関係機関へお申込みください。

なお、使用にあたっては、次のことに注意してください。

1 電気容量

電気の容量については、各住宅ごとに定められた限度許容量があります。

入居される時又は入居後において契約容量を変更したいときは、各住宅管理事務所・支所等へご確認のうえ、限度許容量の範囲内で希望される容量を中部電力ミライズ（株）等の関係機関へお申込みください。

2 電気器具

部屋の電灯でグローブなどの付いているものは、電球が入っています。他の居間などは、各自で照明器具や電球を取り付けてください。

3 安全ブレーカー

安全に電気を使用できるように各戸に安全ブレーカーが設置されています。一定の使用量（契約電流）以上に使用されますと、つまみが自動的に下がって電気が切れます。この場合は故障の箇所を直すか、又は使用器具の数を減らしてつまみを上げて使用してください。

4 使用上の注意

電気の事故を未然に防ぐために次のことを守ってください。

- (1) 電気器具は   マークの表示がある、信用できるメーカーの製品を選ぶ。
- (2) 同じコンセントから、同時にたくさんの器具を使用すること（タコ足配線）は、コードが加熱する原因となるのでやめましょう。
- (3) プラグとコンセントの間にホコリなどがたまると、漏電や火災の原因となります。ホコリなどがたまらないようお手入れをしてください。
- (4) 濡れた手足でソケットや器具にふれない。
- (5) アイロン等をつけっぱなしにしない。
- (6) 被覆がいたんでいるコードを使わない。
- (7) 長期間電源プラグをさしこんだままの状態になっているプラグに注意する。

5 電気火災

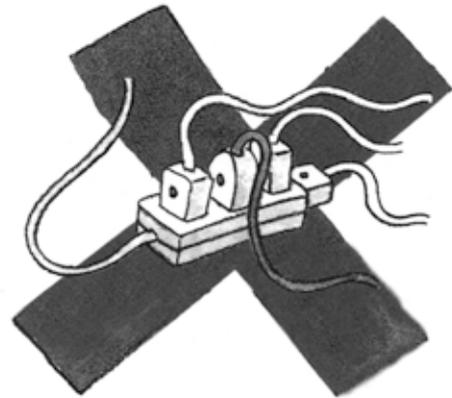
- (1) 電気火災（電気器具や電線）のときは、ブレーカースイッチを切ってから水をかける。
- (2) 油類に引火した時は、しめらせた布団などをかぶせてから水をかける。

6 200Vの電気製品の使用について

200Vの家電、器具等の使用については、専用コンセントの無い箇所以外の使用は原則禁止です。

ただし、工事承認により設置できる場合もあります。43ページを参照のうえ、各住宅管理事務所・支所等へご相談ください。

タコ足配線



ガスについて (1)

ガスの使用開始は、入居者の方が各自で関係機関へお申し込みください。

ガス器具は、正しく使いましょう。危険防止のため、ガス器具の定期点検を受けましょう。なお、使用にあたっては、次のことにご注意ください。

1 ゴム管

ひび割れや古くて弾力のなくなったゴム管は使用しないこと。ゴム管は、差口の赤線まで差し込んで「ゴム管止め」で確実に止めてください。

2 ガスコック

使用後は、器具コックだけではなく、必ず元コックも閉めてください。日常使用しないコックには、ゴムキャップをはめておいてください。

(1) 夜間寝る前や外出・外泊のときには、ガスの元栓を必ず閉める習慣をつけましょう。

(2) 「都市ガス用器具」と「プロパンガス用器具」があります。異なる器具を使用されることは危険です。よく確かめてから使用してください。

3 換気

鉄筋コンクリート住宅はスキ間がなく自然の換気が少ないので、ガス漏れ・不完全燃焼に注意し、換気窓を開けるなど換気をよくしてください。ガスストーブ・石油ストーブ等を使用するときは、一酸化炭素中毒や酸素欠乏を起こす危険がありますので換気には十分注意してください。

4 ガス漏れ警報器

ガス漏れ事故を未然に防止するため警報器を設置してください。

都市ガスの場合は天井近くに、プロパンガスの場合は床の近くに設置してください。

5 ガス工事・風呂釜設置工事

(1) ガス工事や風呂釜の設置工事には専門の資格が必要です。

ご自身で行わず、ガス事業者か電気事業者にご連絡ください。

É necessário possuir licença para efetuar a instalação de gás ou do aquecedor de banho (Ôfuro).

Não faça por conta própria. Favor consultar a companhia de gás ou a companhia de luz.

Gas fixtures and bath heaters require special qualifications for installation. Rather than installing them yourself, Please contact the gas company or the electricity company.

煤气施工或洗浴锅炉的安装必须由具备专门资格的人员进行。

请勿自行施工，请联系煤气业者或电气业者。

(2) 風呂釜の不適切な取り付けがあった場合には、使用禁止の処置をさせていただきます。

Esteja ciente de que caso venha a constatar alguma instalação inadequada, tomaremos a providência de proibir a utilização.

Be aware that if a bath heater is installed incorrectly, we will take measures to prevent its use.

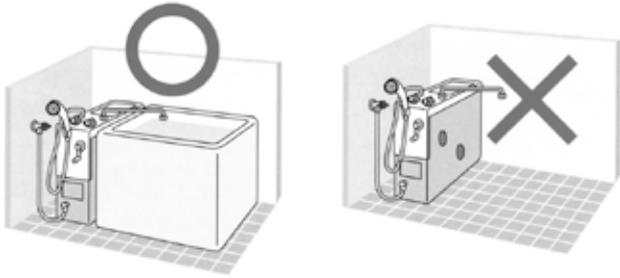
如果发现洗浴锅炉安装不当，我们将采取禁止使用的处理措施，敬请谅解。



(3) 浴槽と風呂釜は、セットで使用してください。
Favor utilizar o aquecedor em conjunto com a banheira.

Please use your bathtub and bath heater together as a set.

请配套使用浴缸与洗浴锅炉。



(4) 浴室内にガス小型湯沸器を絶対に設置しないでください。

De maneira alguma, utilizar aquecedores de água de pequeno porte dentro do banho.

You must absolutely not install a small-sized water heater in your bathroom.

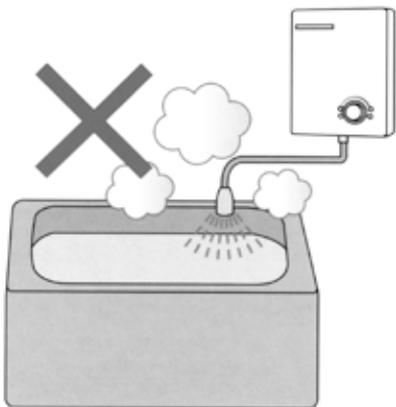
请绝对不要在浴室内安装小型煤气热水器。

(5) 浴室内にガス小型湯沸器が設置してある場合には、使用禁止の処置をさせていただきます。

Esteja ciente de que caso venha a utilizar aquecedor de água de pequeno porte dentro do banho, tomaremos a providência de proibir a utilização.

Be aware that if a small-sized water heater is installed in your bathroom, we will take measures to prevent its use.

如果发现浴室内安装有小型煤气热水器，我们将采取禁止使用的处理措施，敬请谅解。



6 プロパンガスの取扱い上の注意

プロパンガスを燃やすためには、約 30 倍の新鮮な空気が必要です。換気をよく行ってください。また、換気口をふさがないように、物を置かないでください。

- (1) 容量をよく確認してから使用してください。
- (2) 風呂場を設けているときは、煙突を外部に出すようにしてください。
- (3) プロパンガス専用の器具を使用してください。また器具は絶えず点検してください。
- (4) ゴムホースは 2 年に 1 回は新しいものに取り替えるようにしましょう。
- (5) 点火するときは、においによりガス漏れがないことを確認してください。プロパンガスは空気より重いので下にたまります。床付近のにおいを確認しましょう。
- (6) ゴムホースからのガス漏れを調べるには、石けん水を塗ります。泡が出ればガス漏れをしていますので新しいゴムホースに交換してください。
- (7) 外出するとき、寝るとき、使用が終わったときは、ボンベの元栓を完全に閉めてください。
- (8) 点火後は、風などにより火が吹き出たり消えたりしないように注意してください。火が消えていたときは、ガスをほうき等ではき出してから火をつけてください。

※器具は、ときどき掃除し、空気口を調節しましょう。

7 風呂釜

現在、県で浴槽及び風呂釜を設置する住宅で、バランス釜を使用している住戸は、通常ガス中毒の心配はありませんが、外に出た吸排気筒部をふさぐと、吸排気のバランスがくずれますのでご注意ください。

なお、使用中は吸排気筒部が熱くなっていますので、ふれると火傷をする場合がありますのでお気をつけください。説明書をよく読んで、丁寧に使用し、ガス漏れ事故に注意しましょう。

※空焚や冬期の凍結（水抜きをしてください）には十分注意してください。空焚や凍結で、釜を損傷した場合の修繕費は入居者の負担になります。

※換気が不十分だと、ガス中毒や、一酸化炭素中毒をおこす危険があります。浴室の壁やドアにある換気ガラスは、絶対にふさがないようにしてください。

ガスについて (2)

8 ガス漏れ事故の対応 (住宅内)

県営住宅では、都市ガスかLPガス(プロパンガス・戸別と集合があります)を使っていますが、万一、住宅内でガス漏れを感じたら、次の要領で対応してください。

(1) ガスの使用を中止する

まず、ガスの使用を直ちに中止してください。

(2) 火気は絶対使用しない

住宅内でガス臭いと感じたら、火気は絶対に使用しないでください。着火源となる裸火、換気扇、電灯などの電気機器のスイッチにも絶対手を触れないでください。換気扇が回っていても止めないでください。電気のスイッチを切るときにも火花が出ます。切ることもしないでください。タバコやライターの花は消してください。

(3) ガスの元栓を閉める

(4) ガスを外に出す

ア 戸や窓を大きく開け、風通しを良くし、部屋の空気を外に追い出してください。

イ 全てのガス栓、器具栓を閉めてください。

ウ 容器バルブは、必ず閉めてください。

(5) ガス会社か販売店に連絡

ア 緊急時の連絡先として、あらかじめガス会社か販売店の連絡先を確認しておいてください。

イ 連絡のときは、名前、住所(住宅名、棟、階、部屋番号等)、近所の目標、その場の状況を知らせてください。

ウ ガス会社か販売店の指示に従ってください。

エ ガス会社か販売店の安全確認が済む(ガス漏れ・臭いの原因がはっきりする)までは、ガスは使用しないでください。

(6) 避難

安全な場所に避難するときは、近隣の入居者にも避難を呼びかけましょう。

(7) 管轄の住宅管理事務所・支所等に連絡

安全が確認でき、落ち着いたたら、ガス会社か販売店に連絡したときは、管轄の住宅管理事務所・支所等にも連絡をしてください。

9 ガス漏れ事故の対応 (住宅外)

住宅でガス臭いと感じたら、次の要領で対応してください。

(1) ガス会社か販売店、消防署又は管轄の住宅管理事務所・支所等に連絡。

(2) (1)に連絡したときの指示に従う。

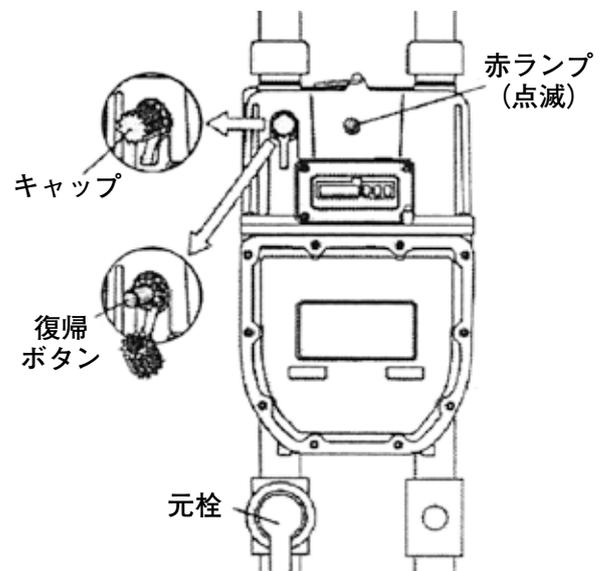
(3) ガス漏れがしている部屋に入るときは、外側からドアや窓を開けて、換気をしてからにしてください。

(4) 安全な場所に避難するときは、近隣の入居者にも避難を呼びかけましょう。

都市ガスメーターの復帰方法

ガスメーターは大きな地震や長時間ガスを使用し続けた場合など異常使用時にガスを遮断するマイコンメーターが作動します。ガス器具が点火しない場合、ガスメーターに赤ランプが点滅していないか確認してください。赤ランプが点滅していたら下記の手順で復帰をお願いします。

- ⇒ 1. すべてのガス器具を止めます。
2. 本体左上にある復帰ボタンのキャップを左に回してはずします。
3. 復帰ボタンをしっかりと奥まで押し込み、ゆっくり手を離します。赤いランプが点灯したあとにまた点滅が始まります。(ランプが点かないこともあります)。
4. そのままガスを使わない状態で3分待ちます。
5. 点滅が消えたらガスが使えるようになります。
- ※ すべてのガス栓を予め閉めていないと復帰できません。



水道について

水道の使用開始は、入居者が各自で水道事業者へお申し込みください。

水道使用料は水道事業者(市町村又は水道企業団)が各戸検針し各戸から徴収しますが、一部の住宅につきましては親メーターによる検針、集金をしています。

このような住宅では入居者の中から選任された方に水道使用料の料金算定、集金を行っていただく必要があります。(なお直接市町村へ水道使用料を支払う場合は預金口座振替制度を利用してください。)

1 ポタポタ水栓 (台所・洗面所・浴室等の蛇口)

漏水は早期に修理しましょう。ぼたぼたと落ちる水滴は不愉快であるばかりでなく、水もむだになります。また、他の入居者の迷惑になることもあります。1か月放置すると風呂桶5～6杯くらいの水が流れます。このような場合は水栓のパッキンがすり減っています。パッキンを取り替えてください。(入居後1か月以内に申し出があった場合を除き修繕費は入居者負担です。)

2 断水

地震、停電(落雷)、機械の故障、水道工事などでも断水する場合があります。

断水した場合は次のことを必ず守ってください。

- (1) 水栓蛇口のハンドルを必ず閉める。
(閉め忘れると復旧後、部屋が水びたしになり、階下へ漏水する原因となります。)
- (2) 停電や故障で断水したときは、必ず蛇口を閉めておきましょう。蛇口にゴムホースをつないで、先を風呂おけやバケツ、洗濯機の水の中に入れてまましておかないでください。水が配管内に逆流して、水質を汚染したり、階下に漏水する危険があります。

なお、長期間留守にする場合は、必ず止水栓(元栓)を閉めておくようにしてください。留守中に断水などがあったときに、事故となるおそれがありますのでご注意ください。

3 節水

水は私たちの生活に欠くことのできない大切なものです。渇水期には特に節水に協力しましょう。漏水を発見したときは、すぐ各住宅管理事務所・支所等に連絡してください。

4 凍結注意

寒波が来たり、長期間留守にする場合は凍結して使用不能になるばかりでなく便器トラップ・タンク・給水管等を破損する恐れがあります。

気象情報に注意し、凍結の発生が予想される場合には、屋外露出部分の給水管及び水道メーターにボロ布・スポンジ・古毛布等を巻きつけて保温しましょう。

あわてて熱湯をかけると、ガラスと同じように割れてしまうことがあります。

水道管や量水器の凍結予防のために冬期は「水抜き」をしてください。

水道のパッキンの取替えについて (例)

まず、蛇口の頭部をはずす前にメーターのところにある元栓の「ハンドル」を矢印の方にまわして水を止めます。



スパナなどで蛇口の上部をゆるめる。



蛇口の頭部を取りはずす。



ドライバーやプライヤーなどで、ビスまたはナットをはずし、パッキンを新しいものと取替える。



蛇口の頭部をはめこみ、手で2～3回まわしてからハンドルをよくしめ、スパナで完全に固定する。



水洗便所について

1 使用後は必ず水を流す

2 紙はトイレットペーパーを使用

新聞紙・ボロ布類・ゴム製品・おむつ・ティッシュペーパー等は排水管をつまらせ、使用不能となりますので流さないでください。排水管がつまった時は、入居者の費用で修理していただきます。

3 消毒液・殺虫剤等は流さない

汚水処理場などの浄化機能が損なわれます。

4 水を出すレバーは乱暴に扱わない

便器内に水を流すためのレバーは、故障しやすいものです。丁寧に扱ってください。

5 断水時

断水時は出来るだけ使用しないようにしてください。断水が予告されている場合は、飲料水だけでなく便所の洗浄水の分も用意された方が良いでしょう。

6 掃除方法

便所はいつも清潔にするように心がけましょう。クレンザーなどでみがくと、陶器や金具のメッキを傷つけ、よごれが付きやすくなります。ぬるま湯か石けん水を布切れなどにひたしてぬぐうか、中性洗剤を使ってください。

また、浄化槽が傷むので、塩酸などの薬品は使用しないでください。

便所の床は防水になっていません。水を流さないでください。

7 排水・汚水管のつまり

水洗便所がつまった場合は応急処置として水洗トイレ用ラバーカップを使用して異物を除去してください。

それでも直らない時は、入居者から専門業者に依頼してください。修繕費用は入居者負担です。

便所に不溶物を流すと、その住戸の便所には影響がありませんので、他の住戸の便所へ汚物が逆流することがありますので、絶対に流さないでください。このようなことがおこらないためにも定期的に汚水管の清掃を行ってください。

※清掃は入居者の皆さんの負担です。

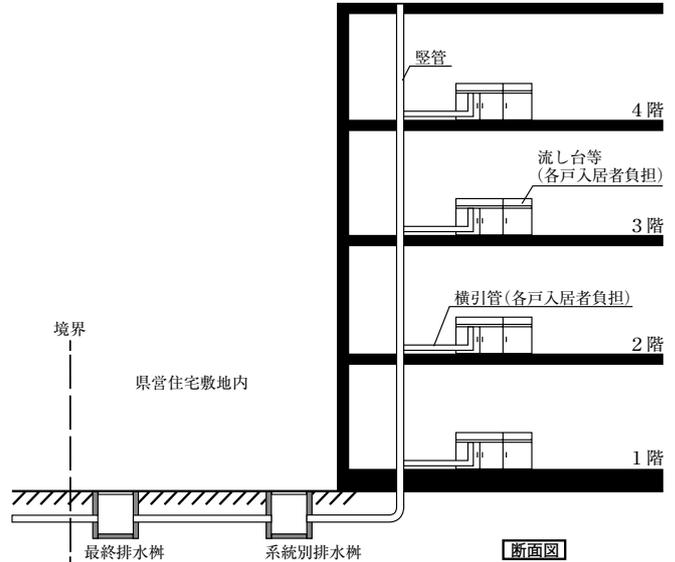
8 県営住宅では便器にふたがついておりません。(一部の住宅を除く)

9 水洗便所

県営住宅は洋式水洗便所になっています。

水洗便所は使い方により故障やつまりがおこりやすく、あなたの不注意で共同の排水・汚水管をつまらせると、皆さんが大変迷惑します。

修繕費用も入居者の負担になります。 気をつけて使いましょう。



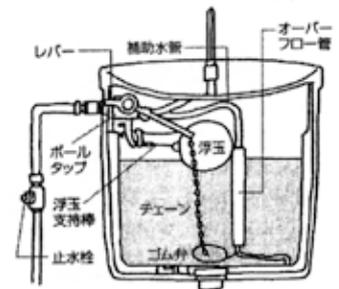
排水管系統図

※各排水系統でつまった場合はその排水系統を使用している住戸で等分の負担となります。
※建物最終樹までの配管でつまった場合はその建物全戸で等分の負担となります。

トイレの水が止まらない。

ロータンの放水レバーを動かしても止まらない場合は以下の原因が考えられます。それでも止まらない場合は各住宅管理事務所・支所等、または最寄りの修理会社にご連絡ください。

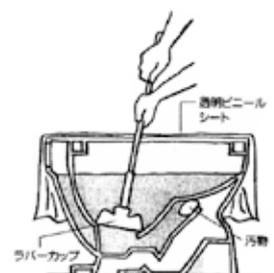
- (1)ロータン内のゴム弁を持ち上げるアームが引っかかったり、チェーンがからまつたりしていないか。
- (2)浮き玉の止まる位置がオーバーフロー管より高い位置にないか。浮き玉がどこかに引っかかっていないか。



トイレがつまったら。

水で流さずに、ラバーカップでつまりものを吸い上げてください。

- (1)便器の排水口いっばいにラバーカップを押しつける。
- (2)勢いよく手前に引いたり、押したりを繰り返す。



水漏れについて

1 階下への水漏れ

住宅内で水漏れ事故が発生したときは、水が漏れていると思われる住宅（一般的には、被害住宅の上階）に、まず知らせてください。

原因が分からないときは、玄関入口の脇にいろいろなメーター器を取付た所にある水道の止水栓（バルブ）を閉めて、被害を最小限にしてから各住宅管理事務所・支所等又は連絡員へ連絡してください。

また、冬に水道管や量水器（水道メーター）が凍って破損することがありますので、次のことをお願いします。

- (1) 留守にするときは、元栓を閉める。
- (2) 量水器は、いらなくなった毛布などで、保温する。
- (3) 冷え込みが厳しいと予想されるときは、水を少し出し放しにする。

床に防水を施してあるのは浴室だけです。コンクリートは少しの流し水でも以下のようなケースなどで、階下へ漏水することがあります。

- (1) 洗濯機の排水ホースが外れた場合
- (2) トイレや浴室などで水があふれた場合
- (3) 玄関、トイレの床を水洗いした場合
- (4) ベランダや廊下を水洗いしたり、植木鉢に水をやりたりした場合

水漏れは、水道管や排水管からの漏水、入居者の不注意や過失による溢れ水などが原因でおこります。

県営住宅で上階からの水漏れにより家具や敷物に被害を受けても、賠償を受けられないことがあります。特に上階の入居者の過失による水漏れは県の賠償を受けられません。また、火災により自室が被害を受けても賠償は受けられません。

万が一の時に、自分の生活が守れるよう、各保険会社が用意している「団地保険」(32ページ参照)に加入することをおすすめします。

(個人で加入するものであり、県は関与していません。)



2 水漏れ防止対策

- (1) 洗濯機の排水ホースは、洗濯機用防水パンの排水口に確実に接続、固定してください。
給水ホースや排水ホースの接続状態は、日常的に確認してください。
- (2) 洗濯機につながる水道の蛇口はお出掛けの際には閉めてください。
- (3) 便器に紙おむつ、新聞紙、ティッシュペーパー、衛生用品などは流せません。無理に流すと、排水管が詰まったり水があふれる原因となります。(必ずトイレトペーパーを使用してください。)
- (4) ロータンク内に洗剤芳香剤などを入れる場合、内部金物が動いて水が止まらなくなることがありますので、十分注意してください。
- (5) 玄関や階段に水を流さないようにしてください。
- (6) ベランダでの水遊びはやめましょう。
- (7) ベランダの排水口は、常に掃除をしておきましょう。

3 水漏れの際の対処について

- (1) 床に水をこぼしてしまった
床をすぐに拭き取り、階下の方へ連絡しましょう。
- (2) 水栓（蛇口）の水が止まらない
パッキンが老朽化しているので取り替えましょう。
- (3) トイレ、流し台、風呂、洗面器、洗濯機の排水が流れない
排水管がつまっています。水を流さず各住宅管理事務所・支所等又は連絡員へ連絡してください。
- (4) トイレの水が止まらない
ロータンク内の金物の故障です。元栓を閉め、各住宅管理事務所・支所等又は連絡員へ連絡してください。
- (5) 排水管、便器の下から水が漏れてくる
排水管の故障です。各住宅管理事務所・支所等又は連絡員へ連絡してください。
- (6) 洗濯機の排水ホースが外れた。または洗濯パンが漏水している
排水ホースを確実に繋ぐか、各住宅管理事務所・支所等又は連絡員へ連絡してください。
- (7) 雨が降っていないのに、いつも壁が濡れている
結露の可能性あります。換気を十分にしましょう。

※あなたの家の天井から水が落ちてきたら、上階の方に上記のことを確認してみてください。

快適な生活のために

1 結露とカビ

鉄筋コンクリート構造など気密性の高い住宅では、結露がおきやすく、カビの発生やダニ等の繁殖の原因となります。

2 結露の予防

- (1) 室内に加湿されたよどんだ空気をつくらない。
- (2) 換気に心がけ空気の通路を作り、日に2～3回南北の窓を開いて換気する。
- (3) 押入には「すのこ」を敷いたり、収納物と壁との間に10センチ位のすき間をつくる。
- (4) 壁に物を密着させない。(北側の壁面に家具を置かない)
- (5) 結露、カビ対策のために足つきの家具が有利。
- (6) 水蒸気が室内に発生しないFF型のストーブや電気ヒーター・エアコンが良い。
- (7) 浴室などは使用后、できるだけ早く窓を開ける習慣をつくる。
- (8) 新築の住宅はコンクリート中に水分をたっぷり含んでいるので、最初の冬は窓をよく開けて換気をよくする。
- (9) 暖房器具を使用しているときは、ときどき窓を開放し、換気に努める。
- (10) 室内の通気を良くするために、日ごろから日用品の整理整頓を行う。
- (11) 加湿器は使わないようにする。
- (12) 押入れは、昼間できるだけ開け放しておく。
- (13) 換気用小窓・換気口は常に開けておく。
- (14) 炊事の時や、湿気の多い日には換気扇を回す。
- (15) 室内に洗濯物を干さない。

3 カビの予防

鉄筋コンクリート造などの、気密性の高い建物のカビの防止は、結露対策が大切です。また、カビが発生したまま放置しておく、壁や天井などがカビで真っ黒になりかねません。体にもよくありませんので、以下を参考にし、カビの予防をしてください。

- (1) 「2 結露の予防」を守る。
- (2) 結露を放置しない。
- (3) 住宅の中の湿気と温度を上げないで、風通しを良くする。
- (4) カビ取り剤でふき取る。
- (5) 除湿器を使用する。

4 カビの発生しやすい場所

- (1) 押入れ（特に北側の押入れは要注意）
- (2) 窓台、壁や床（窓ガラスにおきた結露が、サッシの下枠からあふれて、しみを作りカビ発生の原因となる）
- (3) 浴室の壁や天井
- (4) 北側の壁（常に冷えているので、結露しやすくカビが発生しやすい）
- (5) その他、便所など換気の悪いところ

5 押入れのカビ対策

- (1) 寝具類は、まわりの壁からできるだけ離す。
- (2) 箱やカゴ、棚などでできるだけすきまを作って収納する。
- (3) 少なくとも、月1回は掃除する。
- (4) 梅雨時は、1日1回、1時間くらい押入れを開けて、空気を入れ替える。

6 浴室のカビ対策

- (1) 換気を十分にするなど、湿気対策をする。
- (2) 天井や、壁にカビが生じたときは、以下の対策があります。作業の際は、窓を開け、風通しを良くして行ってください。
ア 次亜塩素酸ソーダをつけ、水で洗ってカビを取る。
イ カビ止めスプレーを散布するまたは、防カビ剤を塗る。

7 ビニールクロスのカビ対策

ビニールクロスと、下地の間のノリにカビが発生し、ぼんやりとした斑点がひろがってきます。

一度発生してしまうと、どんどん広がり、壁紙全体を取りかえるしか方法はありません。

カビを発生させないように注意しましょう。

8 シロアリの予防

シロアリは日当たりが悪く、高温多湿の場所（浴室、台所、便所等）で、やわらかい木材を食い荒らします。風通しを良くしましょう。

9 シロアリの駆除

専門業者に駆除を依頼します。土台や柱の表面に蟻道があるかどうか、木材の割れ目に土がつまっていなかなどを点検し、早めに被害を発見することが大切です。

被害を発見した場合は、各住宅管理事務所・支所等まで連絡してください。

10 ダニ類の予防

室内に生息するダニ類を完全に無くすことはできません。被害にあわないように大発生を抑えるため、次のことを心がけるとともに、畳の上にカーペットなどを敷きつめることは、避けた方が良いです。

(1) 発生源をなくす

乾燥食品や肥料などは密閉できる容器に保存し、湿気させないことや長く室内に置かないように心がけましょう。

(2) 風通しをよくする

一般にダニは乾燥に弱いものです。室内の湿気を減らすため日頃から部屋の風通しに心がけましょう。特に、新築の場合、除湿機の使用も効果的です。

(3) ほこりを少なくする

部屋のほこりの量が多くなると、ダニの量も多くなります。掃除機で十分に部屋を掃除し、できるだけほこりを少なくしましょう。

(4) 定期的な大掃除を行なう

畳の下、大きな家具の下には、ツメダニなどが多くいます。年に1～2回は畳を外に出し日光に当てるなど、大掃除に心がけましょう。

11 ダニ類の駆除

(1) 発生源の駆除

(2) 徹底的な清掃

(3) 畳やカーペットなど室内の乾燥

ア 2～3日間日光に当てる

イ ふとん乾燥機で加熱乾燥

(4) 殺虫処理

ア 畳の下：フェニトロチオン油剤または粉剤

イ 室内空間：くん煙剤の使用、殺虫剤の散布、次亜塩素酸ソーダ入りの洗剤でのふきとり

安全なくらしのために

1 日ごろから火災に備えましょう

火災による損傷の修繕は、出火者負担となります。

火災の予防は、火を出さないことが一番ですが、万が一火を出してしまっても、被害を最小限に食い止められるよう、日ごろから火災対策を講じておきましょう。

県営住宅のような共同住宅では、自主防災組織の設置が義務づけられています。消火、避難訓練などを実施するときには、必ず参加してください。

- (1) ガスを使わないとき（特に就寝時、外出時など）は、器具栓と元栓を必ず閉めましょう。
- (2) ガス器具の取り付けや調整などは、専門業者に依頼をして安全確保に努めましょう。
- (3) ガスが漏れているような臭いや音がしたら、隣近所に声を掛け合って、ガス供給会社などへ連絡してください。また、管轄の住宅管理事務所・支所等へも連絡してください。
- (4) 万一ガス事故が起きたときは、直ちに消防署へ119番通報（火災のとき）してから、ガス供給会社などへ連絡してください。
また、管轄の住宅管理事務所・支所等へも連絡してください。
- (5) バランス釜、湯沸器などのタネ火は、使用中以外は消すように心がけましょう。
- (6) 部屋の換気を十分にしましょう。

2 住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器は、火災等によって発生する煙をすばやく感知して、大きな音とともにお知らせするものです。警報器にかかる電気代は入居者負担となっていますのでご了承ください。

3 住宅用火災警報器が作動したとき

調理中に発生する大量の煙や、燻煙式殺虫剤などに感知して作動することがありますので、火災が発生していないかすぐに確認してください。火災発生の場合は、消防署や近所への通報、すばやい避難、消火器等での消火活動などを行ってください。

4 火災について

県営住宅においても毎年火災が発生し、大切な生命や財産が失われています。また、消火活動に伴う冠水等により、近隣にも大変な迷惑をかけることにもなります。

「ついうっかり」「たぶん大丈夫だろう」という油断は禁物です。日頃から防火点検を行い、自治会等で実施する防火訓練には積極的に参加しましょう。

5 火災の主な原因

(1) 子供の火遊び

マッチやライターは、手の届かない場所に保管しましょう。放置していると、火遊びにつながる可能性があります。

(2) タバコの火の不始末

タバコは必ず灰皿のある場所で吸う習慣を付けてください。寝タバコや、ベランダでの喫煙、ポイ捨てはしないでください。

(3) 天ぷら油の過熱

少しの間なら大丈夫と、天ぷら油の火をつけたまま台所を離れると、油に火が入ることがあります。火をつけたら、その場を離れないでください。

(4) 風呂の空焚き

排水栓は手で確実に押し込み、点火するときは必ず水の量を確認してください。

(5) 石油ストーブへの給油のとき

(6) 家電の消し忘れ

電気こたつ、ヘアドライヤー等のスイッチの消し忘れ。

(7) たこ足配線での電気器具の使用

(8) ガス漏れによる爆発

6 火災が発生したとき

- (1) 生命の安全を優先して行動してください。
- (2) 隣が火災になったときは、ベランダに置いてある可燃物の片付けをした後、窓や出入り口の戸を閉めて煙や炎が住宅内に入らないようにしましょう。
- (3) 所定の場所に設置してある消火器等で、すばやく消し止める処置をしましょう。初期消火が大切です。各自で消火器を備えましょう。
- (4) カーテン等に燃えひろがった時は、煙や炎が室外に出ないようにドアや窓を閉めてから避難してください。近所の人にも知らせ、至急119番へ電話してください。

7 カーテン・じゅうたんについて

31m（ほぼ12階）以上の高層住宅では、階下の住戸も含めて、すべて防災加工されたカーテン・じゅうたんを使用するよう消防法で定められています。防災ラベルを確認して購入してください。

8 消火活動

本格的な消火活動は消防署が行います。

- (1) 消防車や救急車が進入するための団地内通路（消防用進入路）を確保するため、路上駐車や障害物を置くことはやめてください。消火活動の妨げとなります。
- (2) 防火水槽付近には障害となるものを置かないでください。消火のさまたげとなります。
- (3) 屋内、屋外消火栓の付近に障害となるものを置かないでください。

【参考 団地保険への加入について】

団地保険とは火災保険の一種で、団地の入居者の方を対象にしたものです。

県営住宅で上階からの水漏れにより家具や敷物に被害を受けても、賠償を受けられないことがあります。また、火災により自室が被害を受けても賠償は受けられません。

万が一の時に、自分の生活が守れるよう、各保険会社が用意している「団地保険」に加入することをおすすめします。

※団地保険は各入居者の皆さんが個人で加入するものであり、県は関与していません。

防犯について

共同住宅では、住宅内部で犯罪がおこった場合、外部と遮断されていることが、逆に犯罪を助け被害を大きくすることがあります。十分注意するようにしましょう。

1 玄関ドア

空き巣狙いは、朝の8時～10時の時間帯に、玄関から堂々と侵入する手口が全体の4割近くを占めます。ゴミ出しや、買物などでほんの少し家を開ける場合でも必ず施錠しておきましょう。

長期外出時には、ご近所に声をかけておき、新聞の投函も断っておきましょう。

締め忘れたドアから侵入したり、鍵が新聞受けなどに隠してあるのを発見して侵入するというケースが多くあります。

鍵は周囲に隠さず、必ず持って出かけましょう。

2 ベランダ・窓

10階の住戸でもベランダづたいに侵入したケースもありますので、「上階だから」といった油断は禁物です。ベランダや窓の施錠も習慣づけておきましょう。

ガラス窓の一部を割って侵入することがあります。補助錠を取り付けるなどして開錠されてもサッシが開かないようにしておきましょう。

3 貴重品の置き場所

万一侵入されたときのために、貴重品はなるべく室内に置かないようにしましょう。

通帳や印鑑は、別々の場所に保管（置き場所もよく考えて）するなどしましょう。

4 自転車

自転車にも必ず施錠（2重・3重ロックが有効）しましょう。

また、防犯登録は必ず行い、できれば盗難保険にも加入しておきましょう。

5 インターネット

メールや掲示板、SNSによるプライバシーの侵害、ネット通販を装った詐欺など、様々なネットワーク犯罪が発生しています。

個人情報やネット上で公開しない、身元の不確かな懸賞には応募しない、代金先払いの通信販売は信頼性を確認するなどの注意をしましょう。

見知らぬ人を見たら、ひと声かけて用件を確認し、不審な場合はすぐ警察に通報を！



防災の対策と心得

－落ち着いて行動しましょう－

1 非常用品を備蓄する

ライフラインが途絶えたときの事を想定して非常用品を備えましょう。

- (1) 断水に備え、飲料水を確保する。
- (2) 浴槽に水をはるなどしてトイレなどの生活用水を確保する。
- (3) 避難に備え非常持ち出し袋を準備する。

照明用具	懐中電灯、ロウソク、ライター等
食料	飲料水、缶詰、レトルト食品等
生活用品	ティッシュ、タオル、着替、上履き、ビニール袋等
応急医薬品	消毒液、絆創膏、包帯、常備薬等
情報手段	携帯ラジオ、筆記用具等
その他	ヘルメット、貴重品類、乾電池、モバイルバッテリー等

2 家族で話し合う

緊急時の連絡手段と方法を決めておきましょう。また、落ち合う場所などを決めておくとい良いでしょう。

3 近所の方とコミュニケーションをとる

ご近所の付き合いは、救助や避難所暮らしの際の大きな力になることがあります。

特に隣近所にお年寄りがいる場合は、いざというときに支援できるようにコミュニケーションを取り合って助け合いましょう。

4 避難指示に従う

防災機関などからの避難情報に注意し、市区町村から「高齢者等避難指示」や「避難指示」があったら、すぐ動けるように準備して、素早く避難してください。避難の際には火の元の確認を忘れないでください。

5 窓を補強する

ガラスのひび割れや窓枠のガタつきがないか確認しましょう。万が一窓ガラスが割れた時のために、カーテン等を閉めておくとい良いでしょう。

6 消防・避難訓練への参加

消防・避難訓練を実施するときは、参加してください。

7 避難

- (1) 日頃から避難場所と安全な道順を良く覚えておく。
- (2) 避難の指示等があったら、何時でも避難できるよう準備しておく。
- (3) 女性、子供、老人、病弱者は早目に避難させる。
- (4) 「避難指示」がでたら、火を始末し、戸締りをする。
- (5) 警察官、避難誘導員の指示に従って行動する。

8 非常時の避難方法を確認しておきましょう

- (1) 階段から避難できないときは、ベランダの隔壁板をこわして隣のベランダに避難してください。
- (2) 非常ハッチを利用して、階下の住宅へ避難できる建物もあります。
- (3) 非常時に備えて、ロープや縄はしごを用意することも心がけてください。
- (4) 玄関ドアは防火戸になっています。火災の時には玄関ドアを閉めて避難してください。
- (5) ベランダは緊急時に避難路として使用します。普段から物を置かないように注意してください。

9 落下事故に気をつけましょう

- (1) 室内やベランダの手すりは、絶対に取り外さないでください。
- (2) 子供が手すりによじ登ることのないよう、手すりのそばには物を置かないでください。
- (3) 子供が手すりにつかまって遊んでいるのを見かけたら注意してください。

10 通報先について

地震、台風や豪雨などのため、入居している住宅や団地内施設に被害が出たときは、直ちに連絡員又は管轄の住宅管理事務所・支所等へその状況を連絡してください。

11 台風について

台風の際には、飛来物などでガラスが割れたり、ベランダに置いてある物が倒れたりします。

テレビ、ラジオ等の台風情報に注意するとともに、非常用の飲料水や食料、懐中電灯等を準備しておきましょう。

(1) 台風接近前の注意

ア ベランダの植木鉢や物干し竿などは、室内に入れるか、飛ばさないようにしっかり固定してください。

なお、植木鉢などは日頃から必ずベランダの内側に置いてください。

イ ベランダや廊下の排水口等を点検し、つまりがないように清掃しておきましょう。万一あふれた場合、階下に漏水することがあります。

(2) 台風が来ている場合の注意

ア むやみに窓や玄関ドアを開けないでください。突風が吹き込み、ガラスなどが割れることがあります。

イ 窓のすき間から雨水が浸水してきたときは、雑巾やタオルなどで押さえてください。

(3) 台風通過後の注意

- ア 強風で電線が切れていることがありますので、近づいたり絶対に触れないでください。
- イ 樹木が倒れたり、屋根材が飛散することもあります。このような被害が発生していた場合は各住宅管理事務所・支所等に連絡してください。

12 豪雨

- (1) 大雨、洪水注意報、警報などの気象情報に十分注意する。
- (2) 梅雨明けごろの雨は特に気をつける。
- (3) 河川の増水に注意し、早目に避難する。
- (4) 山くずれ、崖くずれに警戒する。

13 地震について

中高層住宅の場合、上階になるほど揺れ方は大きいですが、あわてて廊下や屋外に飛び出したりする方がかえって危険な時もあります。落ち着いて行動しましょう。

14 地震への備え

地震はいつおこるかわかりません。地震に備え次のような備えをしてください。

- (1) たんす・本棚などは倒れないように固定する。
- (2) テレビは家具などの上に置かず、できるだけ低い位置に置く。
- (3) ストープは耐震自動消火装置のついたものを使用する。
- (4) 避難路となる階段などには、物を置かない。
- (5) 避難持ち出し用品を準備しておく。
- (6) 非常時の家族同士の連絡方法や、避難先を確認しておく。



地震発生(事前の備え)と(具体的な行動の目安)

事前の備え

室内の安全点検

家具類の固定、ガラス飛散防止フィルムの貼り付け等を行う。

防災訓練への参加

地域等で行われる防災訓練に積極的に参加する。

家族で防災会議

互いの連絡方法、避難場所の確認等を行う。

自治会・町内会行事への参加

地域の人々と交流を深める。

水・食料などの備蓄

3日以上以上の飲料水、食料等を備蓄しておく。ラジオ、懐中電灯、衣類等を準備する。

地震発生後の行動の目安※

地震発生直後

自分の身を守る

転倒の恐れのある家具等から離れ、机等の下に身を隠す。あわてて外に飛び出さない。

揺れがおさまったら

出火防止・脱出口確保

ガスの元栓を閉め、コンセントを抜く。火が出たら落ち着いて初期消火。ドア・窓を開けて脱出口を確保する。

避難開始

安全を確認してから避難を開始する。エレベーターは、地震が発生すると自動的に停止しますので、階段を利用してください。

地震発生から3日目まで

家族の安全確認、余震に注意

倒壊しかけた家屋に近寄らない。隣近所に声をかけ、状況により徒歩で避難する。

隣近所で消火、救出、救護

隣近所で協力し、消火、ケガ人の救出、救護にあたる。

自力でのしぐ

備蓄しておいた飲料水、食料等を利用する。デマに注意し、正しい情報を収集する。

地震発生から4日目以降

生活の維持と回復

4日目以降も災害(余震)に注意し、情報の収集にあたる。復旧に向け努力する。

※行動の目安を参考に、状況に応じて最も被害が軽減すると考えられる行動を選択してください。

外国人入居者のみなさまへ

外国人サポートデスク設置について

愛知県住宅供給公社ではこれまで外国人の方に対して各住宅管理事務所・支所等に通訳者を派遣し対応をしていましたが、稼働時間を増やし、外国人住民のみなさまが国籍を問わず平等なサービスを受けられるよう、2021（令和3）年4月より外国人サポートデスクを開設しました。

※お住まいの地域の各住宅管理事務所・支所等でも下記時間帯に各言語によるパソコンでのリモート相談を実施しています。

1 対応言語

計7か国語対応

- ・英語
- ・ポルトガル語
- ・スペイン語
- ・中国語
- ・タガログ語
- ・ネパール語
- ・ベトナム語

2 対応方法

電話での対応となります。

電話番号は7か国語共通で下記問い合わせ先を参照ください。

3 相談日

相談日は各言語によって異なります。

(1)英語（English）

月曜日から金曜日まで（Mon～Fri）

(2)ポルトガル語（Português）

月曜日から金曜日まで（Seg～Sex）

(3)スペイン語（Español）

月曜日から金曜日まで（Lun～Vie）

(4)中国語（中文）

火曜日・木曜日（周二・周四）

(5)タガログ語（Tagalog）

月曜日から木曜日まで（Lun～Huw）

(6)ネパール語（नेपाली भाषा）

月曜日から金曜日まで（सोमबार～शुक्रबार）

(7)ベトナム語（Tiếng Việt）

月曜日・水曜日・金曜日（Thứ2・Thứ4・Thứ6）

4 問い合わせ先・営業時間

7か国語共通

外国人サポートデスク

電話番号：052-684-5007

営業時間：9：00～12：00及び13：00～17：00

（中国語のみ13：00～17：00）

※土、日、祝日及び年末年始は除きます。

(公財) 愛知県国際交流協会のあいち多文化共生センター（あいち国際プラザ内）では、外国人住民のみならずが安心して暮らせるよう、以下の事業を行っています。

多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び支援

生活上で分からないことや困ったことがあるときは、電話やEメール、SNSでご連絡いただくか、直接お越しください。多文化ソーシャルワーカーが、生活上の相談に多言語で対応するほか、様々な情報を提供しています。

■対応日時 月曜日～土曜日 10:00～18:00 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）は休み。

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語、日本語

外国人のための弁護士相談

法的な問題に直面し、専門家のアドバイスが必要なときはぜひご利用ください。（予約制、先着順、無料）

■相談日 毎月第2、4金曜日 13:00～16:00 ※祝日を除く。

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、日本語
※他の言語の場合は、日本語の分かる方を同伴してください。

外国人向け専門相談

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、愛知県に協力をいただき、外国人向けの専門相談を行っています。（予約制、先着順、無料）

■実施日時

①在留関係 第3水曜日 13:00～17:00

③消費生活関係 第4月曜日 13:00～16:30

②労働関係 第2月曜日 13:00～17:00

※実施日が祝日の場合、①②は翌週の同一曜日に振替、③は翌日に振替

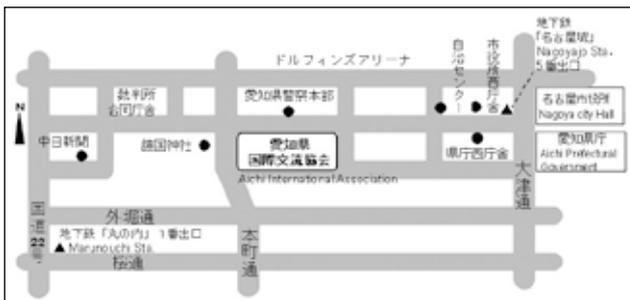
■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語、日本語

外国人住民を対象に、在留手続きや、保険、医療、教育、仕事、税金、各種相談窓口などを紹介した「愛知生活便利帳」をあいち多文化共生センターにて配布しています（有料）。

英語・中国語版とポルトガル語・スペイン語版（いずれも日本語併記）があります。

また、下記アドレスよりダウンロードも可能です。

<https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/benricho/index.html>



Facebook



LINE (ID: @852cmifc)



あいち多文化共生センター

TEL : 052-961-7902

〒460-0001

名古屋市中区三の丸 2-6-1

愛知県三の丸庁舎 1階

公益財団法人愛知県国際交流協会
(あいち国際プラザ)

<アクセス>

地下鉄「名古屋城」駅下車

5番出口から徒歩5分

各種申請書・届

各種申請書・届出用紙が必要な場合は、各住宅管理事務所・支所等へ連絡して取り寄せるか連絡員の所へ取りに行ってください。

名 称	提出する場合	提出時期	提 出 先	添 付 書 類
緊急連絡先届	新たに県営住宅賃貸借契約を結ぶとき。	契約書作成時	住宅管理事務所・支所等	(提示する書類) 緊急連絡先の方の氏名と現住所が記載された公的な書類で有効期間内のもの(住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード等)を、書類提出時に提示。
緊急連絡先変更届	1 緊急連絡先の方が (1) 死亡したとき。 (2) 所在が不明になったとき。 (3) 緊急連絡先の方が氏名又は住所を変更したとき。 2 緊急連絡先を変更しようとするとき。	早急に	住宅管理事務所・支所等又は連絡員	(提示する書類) 新しい緊急連絡先の方の氏名と現住所が記載された公的な書類で有効期間内のもの(住民票の写し、運転免許証、マイナンバーカード等)を、書類提出時に提示。
連帯保証人氏名(住所)変更届	連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。	早急に	同上	氏名変更の場合は 1. 同一人であることを証する書類(戸籍抄本等) 2. 賃借保証書(印鑑証明書を含む)
承継承認申請書	契約者が同居の親族を残して死亡したときや離婚その他やむを得ない理由により退去した場合においてその同居の親族が引き続き入居しようとするとき。	契約者が死亡又は退去した後1か月以内	同上	1. 承継の原因を証する書類(戸籍謄本等) 2. 世帯全員の住民票の写し(続柄・筆頭者の省略していないもの)
同居承認申請書	同居の親族以外の親族等を新たに同居させようとするとき。(婚姻や養子縁組のとき)	あらかじめ	同上	1. 契約者と同居させようとする者との続き柄を証する書類(戸籍謄本等) 2. 同居させようとする者の収入を証する書類(所得証明書等)
同居親族の異動届	同居の親族に出生、転出又は死亡による異動があったとき。	変更後20日以内	同上	異動後の世帯全員の住民票の写し(転出・死亡については、本人の住民票(除票)も添付)
入居者氏名変更届	氏名を変更したとき。	変更後20日以内	同上	氏名変更後の世帯全員の住民票の写し

名 称	提出する場合	提出時期	提 出 先	添 付 書 類	
不 在 届	契約者及び同居の親族の全員が県営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。	あらかじめ	連絡員(連絡員不在の住宅は直接各住宅管理事務所・支所等へ)		
住宅変更申請書	身体の障害などで階段の昇降等に支障があるため、同一団地内で住宅の変更を希望するとき。	あらかじめ	同上	1. 階段の昇降が困難なことなどを証する書類(医者等の証明) 2. 世帯全員の住民票の写し	
普通県営住宅家賃減免・減額申請書	低所得等により、家賃の減免及び減額を受けようとするとき。 福祉減額は母子世帯・父子世帯・老人世帯・心身障害者世帯及び原爆被爆者世帯に該当する方で9ページに該当する方。	あらかじめ	各住宅管理事務所・支所等	福祉減額に該当する場合はその旨を証する書類	
収入決定の変更申請書	決定を受けた後、家族状況等に変動が生じたとき。	事 実 発 生 の 日 の 翌 日 から 起 算 して 30 日 以 内	同上	理由を証する書類	
工事承認申請書	県営住宅の様態替え、増築、敷地内における工作物の設置、その他の工事を行おうとするとき。	あらかじめ	同上	模様替え	1. 平面図 2. 身体障害者手帳の写し又は模様替えを必要とすることを証する書類 3. その他工事の内容を示す書類又はカタログ
				別配 途線	配線図(電気工事業者作成のもの) クーラー等の場合は機種、使用電流等を記入すること。
				その他	工事の概要を示す図書

※住民票は、続柄・筆頭者氏名の記載された発行から3か月以内のものを提出してください。

承認申請をして設置できるもの (1)

(1) 県が許可する工事等

	種類	適用する住宅	規模、構造等	位置	条件
模 様 替 え	1 手すりの設置 (1) 歩行用及び便所、洗面所	すべての住宅	1 壁又は床に固定するものとし、一般成人の体重に十分耐える材質で、突起部分が滑らかなものとする。 (壁等に手すりを固定するだけの強度がない場合は、壁等を破壊することなく補強すること。)	玄関、廊下、居室、便所、洗面所	1 一般条件 (1)入居者又は同居人が身体障害者、高齢者(60歳以上)・要介護者又は、疾病等のため設備器具を必要とする者であること。 (2)退去の際は、自費で撤去し原形復元すること。 (3)住宅の改良工事及び修繕工事等を施工するに当たり、支障があるときは県の指示に基づき撤去又は位置の変更を自費で行うこと。
	(2) 浴室		1 上記1に同じ 2 手すりを構成するすべての素材が、ステンレス、樹脂等腐蝕しにくい材質であること。固定するビス等も同様とする。 3 壁等の固定部分は他の部屋に水漏れを起こさないように処理すること。	浴室及び水がかり部分	
	2 浴室の改造	給湯式風呂釜を設置できるパイプスペースのある住宅	1 壁、床、天井及び防水機能を破損しないこと。	給湯式風呂釜はパイプスペースに設置すること。(廊下へは設置しないこと。)	1 浴室以外へ給湯しないこと。(既設の壁等に改造を加えない場合は可) 2 給湯器の排気が廊下の通行に支障のないようにすること。

※工事承認で設置したものは、退去時に実費で撤去し、原状復旧してください。

	種類	適用する住宅	規模、構造等	位置	条件
模 様 替 え	(1) ホールインワンタイプ浴槽の設置 (2) 給湯式風呂釜の設置		2 給湯管の配管のため壁の貫通が必要な場合は、水漏れ等を防止するための処置をすること。		3 既設の壁等に改造を加えない場合は、上記の他一般条件を具備すること。((1)は除く)ただし、ホールインワンタイプ浴槽を設置した場合で、既設の県設置物があった場合は、退去の際に、自費で申請物の撤去を行う必要はあるが、原形復元は要しない。 なお、既設の県設置物がない場合、設置したホールインワンタイプ浴槽は、その状態が良好なものと認められるときに限り原形復元を要しないものとし、次の入居者が使用を希望する場合には、その使用を認めることとする。
	3 便所の改造 (1) 便器の取替	すべての住宅	1 給水管、床等の改修、破損がないよう取替えること。		1 一般条件 ((1)を除く) を具備すること。ただし、既設と同等の便器で、設備に係る一切の権利を放棄する場合は、原形復元を要しない。
	(2) 洗浄便座の設置		1 既設便器を破損しないで設置取替できるもの。 2 既設給水管に接続すること。		1 電源は既存設備を利用するか、同時に増設の工事承認申請をすること。 2 上記の他一般条件 ((1)を除く) を具備すること。
	4 昇降用装置		1 壁、床の固定部分は他の部屋に水漏れを起こさないように処理すること。 2 壁、床に装置を固定するだけの強度がない場合は、既設壁床を破壊することなく補強すること。	居室、便所、浴室	1 一般条件を具備すること。

承認申請をして設置できるもの (2)

	種類	適用する住宅	規模、構造等	位置	条件
模 様 替 え	5 建具の取替		1 壁、床等を破壊しないで取替ができること。 2 壁、床等は他の部屋に水漏れを起こさないように処理すること。	浴室、便所、居室	1 一般条件((1)を除く)を具備すること。
	6 和室の洋室化		1 床板張り 2 壁、床の固定部分は他の部屋に水漏れを起こさないように処理すること。	和室	1 一般条件を具備すること。ただし、一般条件(1)については、入居者又は同居人が車椅子利用者である場合に限る。
	7 段差解消 (すのこ又はスロープを床に固定する場合)		1 壁、床等の固定部分は他の部屋に水漏れを起こさないように処理すること。	玄関、廊下、居室、台所、便所、洗面所、浴室、ベランダ	1 一般条件を具備すること。
	8 補助錠の取り付け		1 取付位置は、枠・扉とも加工が必要となる場合は適宜専門業者に加工を依頼すること。 2 取付ける錠は、ドアノブのないものとする。	玄関扉	1 退去の際は、自費で撤去し、カバープレートを取付けること。
	9 家具転倒防止装置		1 壁に穴を開け躯体に固定するものとし、必要最小限度の範囲でネジ・釘等で設置する。 2 居室内の木部で強度が低い場合にネジ・釘等を使用して強度を高める。		1 退去の際は、金具等を自費で撤去し原形復元すること。 2 住宅の改良工事及び修繕工事等を施工するにあたり、支障があるときは県の指示に基づき撤去又は位置の変更を自費で行うこと。

	種類	適用する住宅	面積	規模、構造等	位置	条件
別 途 配 線	1 別途配線 (1)建物幹線から室内ブレーカーまでの別途配線 (2)建物内の専用配線の設置(空調機等電化製品の単相200ボルトへの変更含む) (3)電気の許容量の変更 (4)その他上記に類すること	1 木造 2 中耐、高耐については、建物内の専用配線の設置(種類(2)を除く)以外、特に知事がやむを得ないと認められたものに限る。		1 種類(3)の承認以外は、1戸当たりの許容電流は最高30アンペアとする。(特別県営住宅及び平成8年度建設以後の県営住宅は、間取りにより違いがあります。) 2 電圧は100ボルト又は単相200ボルトであること。 (別棟の集会所については、100ボルト又は200ボルトであること。)	既設配線等と同一場所	1 退去の際は、自費で撤去し原形復元すること。 2 住宅の改良工事及び修繕工事等を施工するに当たり、支障があるときは、県の指示に基づき撤去又は位置の変更を自費で行うこと。 3 別途配線工事又は配線替工事は、電気事業者の業務の適正化に関する法律に基づく登録をした電気事業者が工事を施行し費用は本人が負担すること。 4 電気事業者の検査を受けること。 5 工事完了後建物幹線から室内ブレーカーまでの設備に係る一切の権利を放棄すること。 6 中耐、高耐の特に知事がやむを得ないものとして電気の許容量の変更を認めたものについては、退去の際、通常の許容量に変更するものとする。

その他のものについては、事前に各住宅管理事務所・支所等へお問い合わせください。

(2) 申請の方法

模様替えなどする場合は、申請書を各住宅管理事務所・支所等に提出してください。

なお、工事は承認を得てから施工してください。ご相談は管轄の住宅管理事務所・支所等へお願いします。

問い合わせ先

県営住宅の管理は、愛知県住宅供給公社が行っています。

住宅供給公社では、県営住宅の修繕や入居上のいろいろな手続きを行っており、このための事務を迅速かつ適切に処理するため、県内を下記の8地域に分けて管理しています。

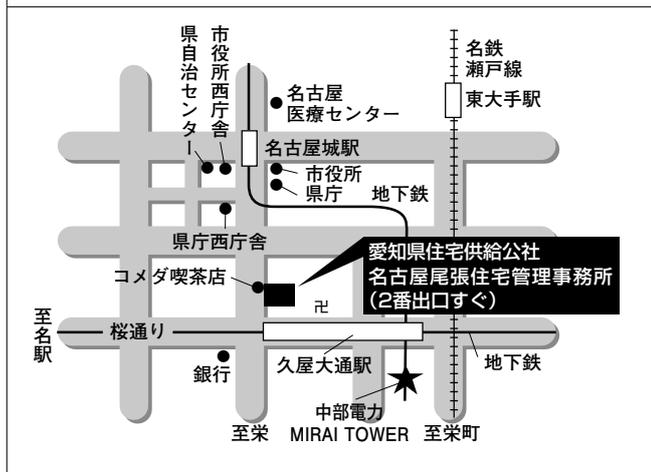
名古屋尾張住宅管理事務所

(県住宅供給公社5階)

〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19-30
(地下鉄久屋大通駅下車徒歩約1分)

☎(052)973-1791 (自動音声案内)

① 入居・駐車場 ② 退去・修繕 ③ 家賃

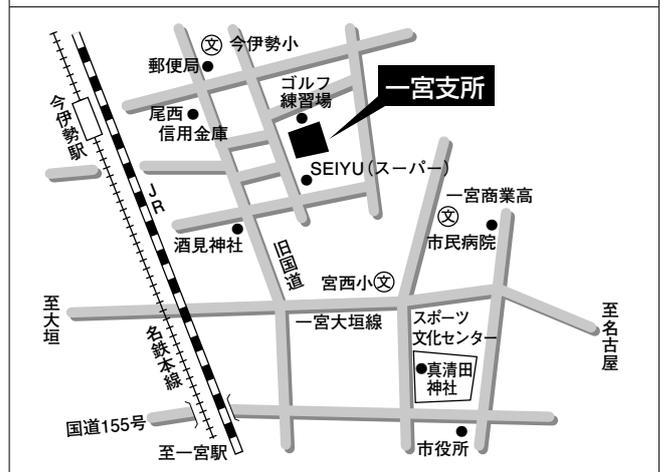


名古屋尾張住宅管理事務所

一宮支所 (県一宮建設事務所1階)

〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4
(名鉄今伊勢駅下車徒歩約10分)

☎(0586)28-5411 (直通)

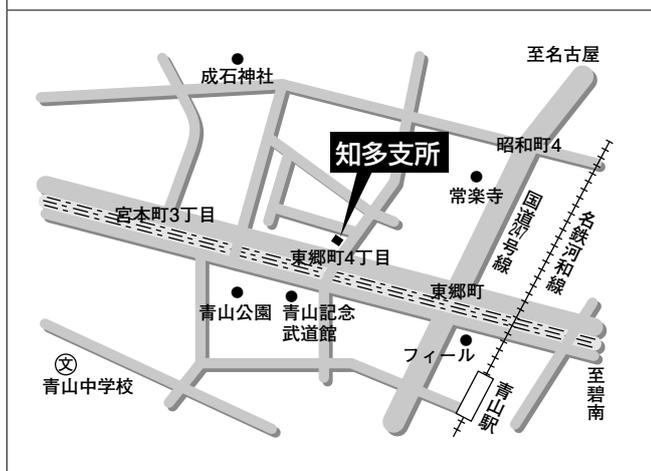


名古屋尾張住宅管理事務所

知多支所 (セントラルビル5階)

〒475-0925 半田市宮本町三丁目217-21
(名鉄青山駅下車徒歩約8分)

☎(0569)23-2716 (直通)

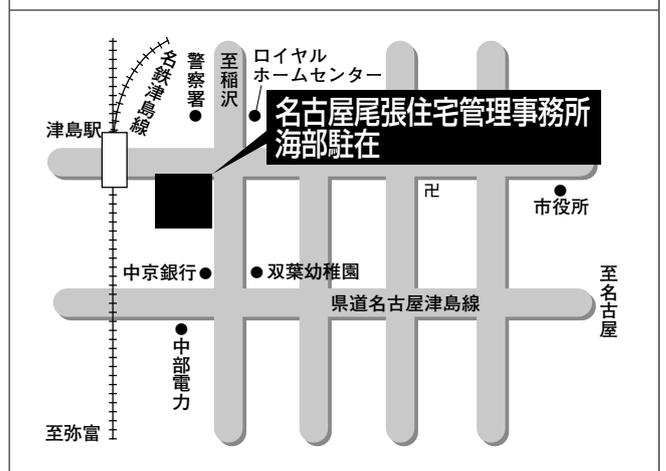


名古屋尾張住宅管理事務所

海部駐在 (県海部総合庁舎5階)

〒496-8531 津島市西柳原町一丁目14
(名鉄津島駅下車徒歩約5分)

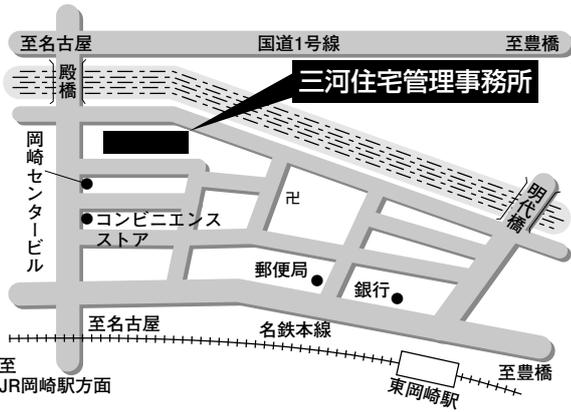
☎(0567)24-7330 (直通)



《受付時間》 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分 (土曜日・日曜日・祝日・
年末年始はお休みです。)

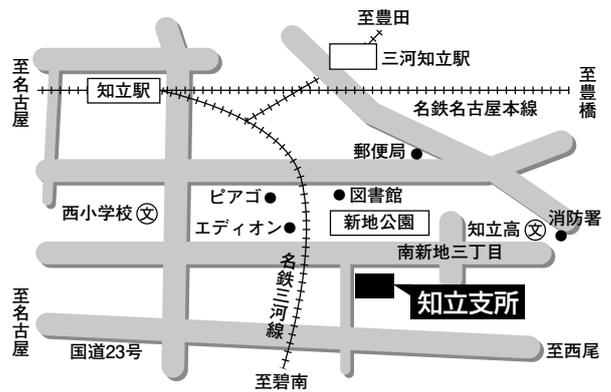
三河住宅管理事務所 (県西三河総合庁舎5階)

〒444-8551 岡崎市明大寺本町一丁目4
(名鉄東岡崎駅下車徒歩約5分)
☎(0564)23-1863 (直通)



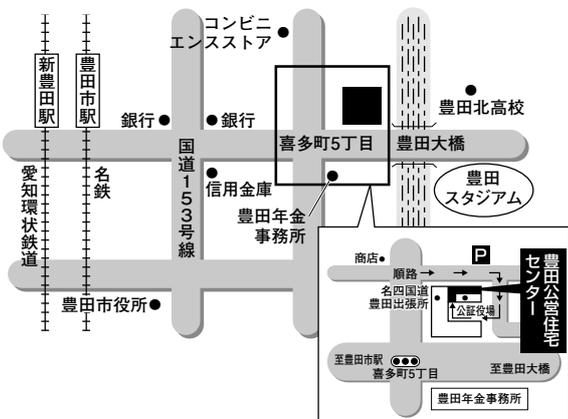
**三河住宅管理事務所
知立支所** (県知立建設事務所南館1階)

〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺124
(名鉄知立駅下車徒歩約15分)
☎(0566)84-5677 (直通)



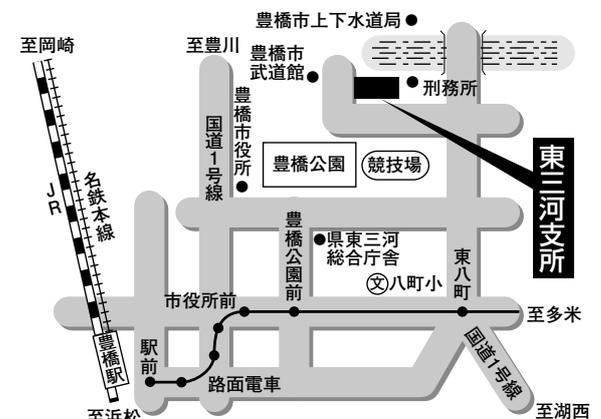
**三河住宅管理事務所
豊田加茂支所** (名四国道事務所・公証役場隣)

〒471-0027
豊田市喜多町六丁目3-4豊田公営住宅センター内
(名鉄豊田市駅下車徒歩約15分)
☎(0565)34-2001 (直通)



**三河住宅管理事務所
東三河支所** (県東三河建設事務所1階)

〒440-0801 豊橋市今橋町6
(豊鉄市内線東八町駅下車徒歩約7分)
☎(0532)53-5616 (直通)



住宅業務所一覧表

<p>業務所に対応できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●書類の受取り・受渡し ●家賃等の受取り ●各種手続き・修繕などについての相談受付 <p>※ご相談内容によっては住宅管理事務所での対応となります。</p>	<p>ご注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●拠点業務所(★)は、祝日を除く月曜日～金曜日の9時から16時半まで職員が駐在していますが、それ以外の業務所は駐在する曜日や時間が限られています。業務所に電話がつかない場合やお急ぎの場合は、管轄の住宅管理事務所・支所へご連絡ください。(駐在曜日・時間は今後変更になる可能性があります。) ●職員によっては、曜日ごとに駐在する業務所が異なることがあります。ご物件によっては担当職員が駐在する業務所へ連絡し直していただくことがあります。詳細は管轄の住宅管理事務所・支所でご確認ください。
--	--

事務所名	拠点業務所	住宅業務所名	所在地	電話番号	駐在曜日	担当住宅名
名古屋 尾張(名古屋管内)	辻町住宅業務所	★辻町	〒462-0032 名古屋市北区辻町一丁目32-1 (辻町住宅 5街区4棟2階)	(052)981-2155	月～金	辻町・織部・川中・成願寺・高坪・味鏡・味鏡東・飯田公園・矢田・弦月
		守山	〒463-0013 名古屋市守山区小幡中三丁目20	(052)793-5045	火・金	守山・山下・新守山・新守山第二・牛牧北・牛牧南・幸心・小幡宮ノ腰・竹越・町南・清明山
		大森向	〒463-0037 名古屋市守山区天子田三丁目701	(052)775-0366	月・水・木	大森向・黒石東・猪子石・喜多山・喜多山西・天子田・三軒家・三軒家第二・吉根
	高針住宅業務所	★高針	〒465-0068 名古屋市名東区牧の里三丁目501	(052)701-7819	月～金	高針・梅森坂・植園・中道・恵方・小桜・紅梅・中山・雁道・春里
		平針	〒468-0020 名古屋市天白区平針南一丁目212	(052)801-5633	火・金	平針・中平・緑黒石・天白植田・鳴丘・諸輪
	鳴海住宅業務所	★鳴海	〒458-0847 名古屋市緑区浦里四丁目229	(052)892-5062	月～金	鳴海・北平部・諏訪山・ゆたか台
		伝治山	〒458-0844 名古屋市緑区鳴海町伝治山1-5	(052)892-7097	月・水・木 (水は午前のみ)	伝治山・古鳴海・野並・万場山
		北頭	〒457-0827 名古屋市南区北頭町三丁目19	(052)613-0511	火・金	北頭・北頭第二・鳴浜・中割・三吉・元塩東・戸部下・忠道公園・呼統・南豊・南豊第二・南豊東
	中川住宅業務所	★中川	〒454-0932 名古屋市中川区中島新町二丁目801	(052)362-8601	月～金	中川・八神・清船南・大畑
		当知	〒455-0804 名古屋市港区当知三丁目3801	(052)383-6017	月・水・木 (水は午前のみ)	当知・東起・南陽第一・南陽第二・小碓・港稻永
		十一番町	〒454-0056 名古屋市中川区十一番町七丁目2-1	(052)651-0903	火・金	十一番町・三条・五条・七条・千年・木場東・木場南
	中村住宅業務所	★中村	〒453-0863 名古屋市中村区八社二丁目164	(052)411-8765	月～金	中村・岩塚・万場東・向島・烏森・小鴨・稲葉地・稲葉地第二・小本西・西前田・西前田第二
戸田西		〒454-0967 名古屋市中川区戸田西二丁目901	(052)301-0433	月・水・木 (水は午前のみ)	戸田西・戸田北・伏屋第一・伏屋第二・包里・助光・助光第二	
名古屋尾張(尾張管内)	菱野住宅業務所	★菱野	〒489-0887 瀬戸市菱野台一丁目2-201	(0561)21-6220	月～金	原山台・八幡台・萩山台・瀬戸・瀬戸口・水野・松ヶ丘・西山・東原山・長久手・長久手第二・山野田・旭
	北外山住宅業務所	★北外山	〒485-0023 小牧市大字北外山2735-2	(0568)73-9515	月～金	北外山・小牧
		岩崎	〒485-0011 小牧市大字岩崎1500	(0568)76-2263	火・木・金 (金は午前のみ)	岩崎・味噌
	桃花台住宅業務所	★桃花台	〒485-0812 小牧市城山二丁目8	(0568)78-3604	月～金	古雅・古雅第二・篠岡・篠岡第二・城山・城山第二・城山第三・光ヶ丘・光ヶ丘第二・松原・東高森台
勝川		〒486-0945 春日井市勝川町二丁目13-1	(0568)31-0912	火・木	勝川・天神・神領・鳥居松・松山・浅山・八田・篠木東	

事務所名	拠点業務所	住宅業務所名	所在地	電話番号	駐在曜日	担当住宅名
一宮	大口住宅業務所	★ 大口	〒480-0149 丹羽郡大口町垣田8 大口住宅3-101	(0587)95-0002	月～金	大口・羽黒・楽田・橋爪・扶桑・高雄
		布袋	〒483-8243 江南市五明町石橋133	(0587)54-8739	月・木	布袋・松竹・東野・宮後・島宮・ 鈴井・岩倉
	高御堂住宅業務所	★ 高御堂	〒492-8213 稲沢市高御堂十丁目2-3	(0587)21-9580	月～金	高御堂・西御堂・稲沢駅前・朝府
		苅安賀	〒491-0933 一宮市苅安賀一丁目16	(0586)46-2544	月・木	苅安賀・尾西・花池・一宮八幡・ 一宮八幡第二
		羽根	〒491-0816 一宮市千秋町浅野羽根字大善寺 1427-2	(0586)81-0228	火・金 (火は午前のみ)	羽根・平島・浅井・浅野・花祇・ 朝日・両郷・南あずら・一宮北

事務所名	拠点業務所	住宅業務所名	所在地	電話番号	駐在曜日	担当住宅名
知多	東浦住宅業務所	★ 東浦	〒470-2103 知多郡東浦町大字石浜字三本松1-1	(0562)83-6611	月～金	東浦・大府・梶田・横根・亀崎・西亀崎・ 岩滑・長根・半田・有楽・半田康衛・ 乙川・若宮・廻間・武豊・古千代・北条
		清水	〒476-0004 東海市荒尾町水深24	(052)601-0208	火・金	清水・上野・名和・名和東・岡田

事務所名	住宅業務所名	所在地	電話番号	駐在曜日	担当住宅名
知立	依佐美	〒446-0076 安城市美園町藪田55	(0566)76-8536	月・木 (午前のみ)	依佐美・今・美園
	葭池	〒444-1332 高浜市湯山町四丁目7-2	(0566)52-4030	月・水	葭池・高取・吉浜・赤松
	古井	〒446-0025 安城市古井町一本木1-1 (古井住宅1街区集会所)	(0566)77-2261	火・金 (午前のみ)	古井・秋葉・桜井

事務所名	拠点業務所	住宅業務所名	所在地	電話番号	駐在曜日	担当住宅名
豊田加茂	保見住宅業務所	★ 保見	〒470-0353 豊田市保見ヶ丘4-1	(0565)48-2325	月～金	保見・四郷・逢妻・猿投・切戸・挙母・宮上・ 宮上北・宮口上・平芝・手呂・初吹・竹生・ 鶯鴨・上郷・渋谷・畝部・美和・外根・神池
		中島	〒470-0224 みよし市三好町西中島26	(0561)34-4519	水・金 (午前のみ)	中島・福谷・東山・堤・三好丘旭

事務所名	住宅業務所名	所在地	電話番号	駐在曜日	担当住宅名
東三河	諏訪	〒442-0878 豊川市新道町一丁目2	(0533)89-1339	月・木 (午前のみ)	諏訪・牛久保・中条・稲荷北
	金田	〒442-0878 豊橋市石巻町字野田18	(0532)88-2020	火・金	金田・牛川・岩田

県内市(区)役所・町村役場所在地

市区町村	電話番号	郵便番号	所在地	市区町村	電話番号	郵便番号	所在地
名古屋市	052 (961) 1111	460-8508	中区三の丸 3 - 1 - 1	知多市	0562 (33) 3151	478-8601	知多市緑町 1
千種区	052 (762) 3111	464-8644	千種区星が丘山手 103	知立市	0566 (83) 1111	472-8666	知立市広見 3 - 1
東区	052 (935) 2271	461-8640	東区筒井 1 - 7 - 74	尾張旭市	0561 (53) 2111	488-8666	尾張旭市東大道町原田 2600 - 1
北区	052 (911) 3131	462-8511	北区清水 4 - 17 - 1	高浜市	0566 (52) 1111	444-1398	高浜市青木町 4 - 1 - 2
西区	052 (521) 5311	451-8508	西区花の木 2 - 18 - 1	岩倉市	0587 (66) 1111	482-8686	岩倉市栄町 1 - 66
中村区	052 (483) 8161	453-8501	中村区松原町 1 - 23 - 1	豊明市	0562 (92) 1111	470-1195	豊明市新田町子持松 1 - 1
中区	052 (241) 3601	460-8447	中区栄 4 - 1 - 8	日進市	0561 (73) 7111	470-0192	日進市蟹甲町池下 268
昭和区	052 (731) 1511	466-8585	昭和区阿由知通 3 - 19	田原市	0531 (22) 1111	441-3492	田原市田原町南番場 30 - 1
瑞穂区	052 (841) 1521	467-8531	瑞穂区瑞穂通 3 - 32	愛西市	0567 (26) 8111	496-8555	愛西市稲葉町米野 308
熱田区	052 (681) 1431	456-8501	熱田区神宮 3 - 1 - 15	清須市	052 (400) 2911	452-8569	清須市須ヶ口 1238
中川区	052 (362) 1111	454-8501	中川区高畑 1 - 223	北名古屋市	0568 (22) 1111	481-8531	北名古屋市西之保清水田 15
港区	052 (651) 3251	455-8520	港区港明 1 - 12 - 20	弥富市	0567 (65) 1111	498-8501	弥富市前ヶ須町南本田 335
南区	052 (811) 5161	457-8508	南区前浜通 3 - 10	みよし市	0561 (32) 2111	470-0295	みよし市三好町小坂 50
守山区	052 (793) 3434	463-8510	守山区小幡 1 - 3 - 1	あま市	052 (444) 1001	497-8602	あま市七宝町沖之島深坪 1
緑区	052 (621) 2111	458-8585	緑区青山 2 - 15	長久手市	0561 (63) 1111	480-1196	長久手市岩作城の内 60 - 1
名東区	052 (773) 1111	465-8508	名東区上社 2 - 50	愛知郡			
天白区	052 (803) 1111	468-8510	天白区島田 2 - 201	東郷町	0561 (38) 3111	470-0198	東郷町大字春木字羽根穴 1
豊橋市	0532 (51) 2111	440-8501	豊橋市今橋町 1	西春日井郡			
岡崎市	0564 (23) 6000	444-8601	岡崎市十王町 2 - 9	豊山町	0568 (28) 0001	480-0292	豊山町大字豊場字新栄 260
一宮市	0586 (28) 8100	491-8501	一宮市本町 2 - 5 - 6	丹羽郡			
瀬戸市	0561 (82) 7111	489-8701	瀬戸市追分町 64 - 1	大口町	0587 (95) 1111	480-0144	大口町下小口 7 - 155
半田市	0569 (21) 3111	475-8666	半田市東洋町 2 - 1	扶桑町	0587 (93) 1111	480-0102	扶桑町大字高雄字天道 330
春日井市	0568 (81) 5111	486-8686	春日井市鳥居松町 5 - 44	海部郡			
豊川市	0533 (89) 2111	442-8601	豊川市諏訪 1 - 1	大治町	052 (444) 2711	490-1192	大治町大字馬島字大門西 1 - 1
津島市	0567 (24) 1111	496-8686	津島市立込町 2 - 21	蟹江町	0567 (95) 1111	497-8601	蟹江町学戸 3 - 1
碧南市	0566 (41) 3311	447-8601	碧南市松本町 28	飛島村	0567 (52) 1231	490-1436	飛島村竹之郷 3 - 1
刈谷市	0566 (23) 1111	448-8501	刈谷市東陽町 1 - 1	知多郡			
豊田市	0565 (31) 1212	471-8501	豊田市西町 3 - 60	阿久比町	0569 (48) 1111	470-2292	阿久比町大字卯坂字殿越 50
安城市	0566 (76) 1111	446-8501	安城市桜町 18 - 23	東浦町	0562 (83) 3111	470-2192	東浦町大字緒川字政所 20
西尾市	0563 (56) 2111	445-8501	西尾市寄住町下田 22	南知多町	0569 (65) 0711	470-3495	南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18
蒲郡市	0533 (66) 1111	443-8601	蒲郡市旭町 17 - 1	美浜町	0569 (82) 1111	470-2492	美浜町大字河和字北田面 106
犬山市	0568 (61) 1800	484-8501	犬山市大字犬山字東畑 36	武豊町	0569 (72) 1111	470-2392	武豊町字長尾山 2
常滑市	0569 (35) 5111	479-8610	常滑市飛番台 3 - 3 - 5	額田郡			
江南市	0587 (54) 1111	483-8701	江南市赤童子町大堀 90	幸田町	0564 (62) 1111	444-0192	幸田町大字菱池字元林 1 - 1
小牧市	0568 (72) 2101	485-8650	小牧市堀の内 3 - 1	北設楽郡			
稲沢市	0587 (32) 1111	492-8269	稲沢市稲府町 1	設楽町	0536 (62) 0511	441-2301	設楽町田口字辻前 14
新城市	0536 (23) 1111	441-1392	新城市字東入船 115	東栄町	0536 (76) 0501	449-0292	東栄町大字本郷字上前畑 25
東海市	052 (603) 2211	476-8601	東海市中央町 1 - 1	豊根村	0536 (85) 1311	449-0403	豊根村下黒川字蕨平 2
大府市	0562 (47) 2111	474-8701	大府市中央町 5 - 70				

◎転出・転入の手続きはお早めに。

みんなで守ろう快適生活

As normas obedecidas por todos é sinônimo de uma vida agradável.

犬・猫・鳥などの飼育はお断りしています!

É proibido a criação de cachorro, gatos, passaros e outros animais!



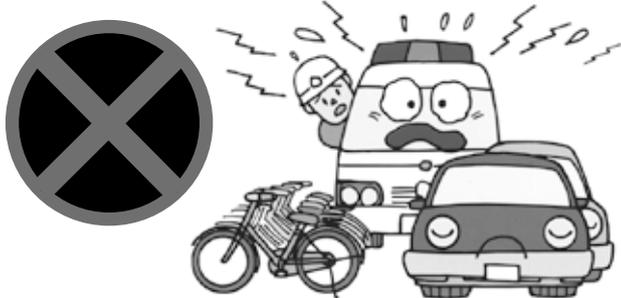
生活騒音に注意しましょう!

Tome cuidado para não fazer barulhos que incomodem os outros!



迷惑駐車はやめましょう!

Evite o estacionamento ilegal dos veículos!



ルールを守って ゴミ捨てをしましょう!

Jogue os lixos respeitando as regras!



自治会(町内会)活動に参加しましょう!

Participe das atividades das associações regionais (dos bairros)!

県営住宅
入居者のしおり

令和6年4月

編集・発行



愛知県住宅供給公社

賃貸住宅課

〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19-30